

河川環境の整備・保全の取組みの現状について

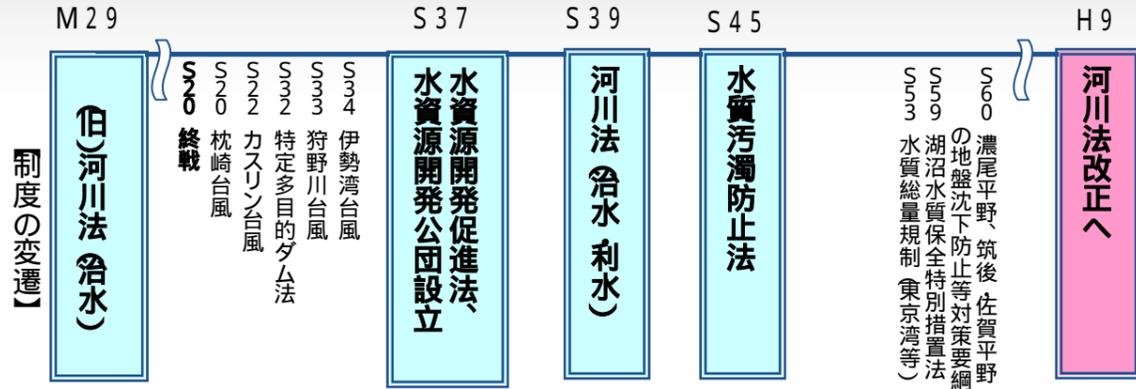
目 次

河川法の改正と河川環境施策の変遷	1
政策レビュー委員会における評価対象施策	2
生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備 取組みの経緯と変遷	3
【施策-1】自然再生事業	4
【施策-2】樹林帯制度	6
【施策-3】外来種対策	7
【施策-4】流況改善	8
環境のモニタリングと評価 取組みの経緯と変遷	10
【施策-5】環境影響評価	11
【施策-6】ダムフォローアップ	12
河川利用・生活環境に配慮した河川空間整備と保全 / 水量・水質の改善 取組みの経緯と変遷	13
【施策-7】河川の空間利用に関する計画	14
【施策-8】地域と一体となった空間整備(ふるさとの川整備事業から かわまちづくりへ)	15
【施策-9】河川環境に配慮した占用許可	17
【施策-10】水面利用の推進・適正化	18
【施策-11】河川における文化財保全の取組み(大臣特別認可制度)	21
【施策-12】まちの清流の再生(環境用水)	22
河川における環境教育・安全利用の推進 取組みの経緯と変遷	23
【施策-13】河川における環境教育	24
【施策-14】安全な河川利用の推進	26
河川における市民連携の推進	
【施策-15】市民連携の推進	27
レビューの実施方法について	28

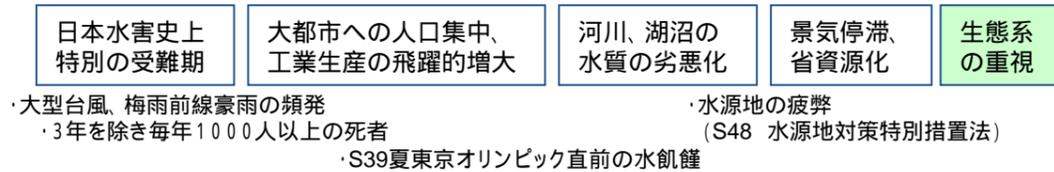
河川法の改正と河川環境施策の変遷

1. 戦後の河川行政の大きな流れ

- 社会経済の変化や地域住民の河川に求める機能を踏まえ、河川整備の視点は「治水の時代」から「利水の時代」、そして「水環境重視の時代」へと推移した。



時代背景



S34.9 伊勢湾台風による被害(名古屋市港区)



H7 高松湯水



S50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川

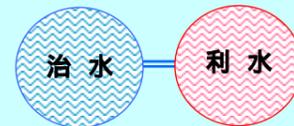
2. 平成9年河川法の改正と河川環境施策の変遷

- 平成9年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が内部目的化された。
- これにより、多様な生物の生息・生育環境やうろちのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりが求められている。

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、**及び河川環境の整備と保全がされる**ようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川法第1条(目的)より

河川法(S39-H9)

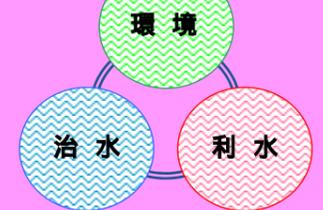


【課題】

河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待される

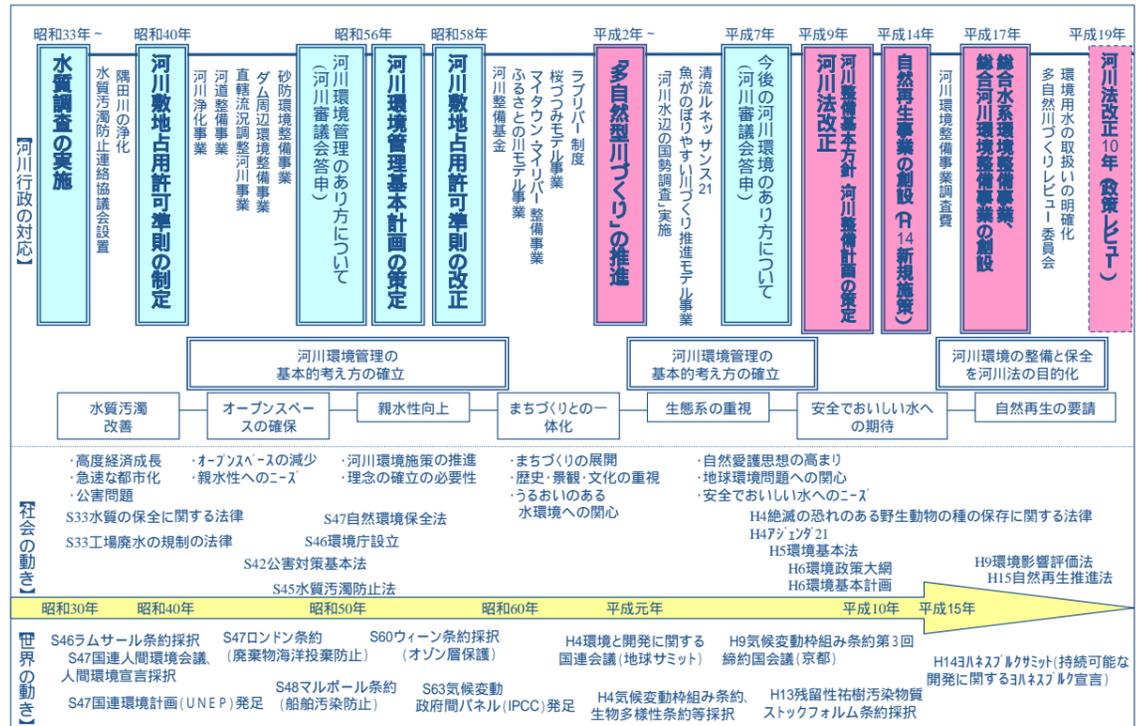
出典 改正河川法の解説とこれからの河川行政

改正河川法(平成9年以降)



【河川環境の定義】

- 河川の自然環境(河川の流水に生息・繁殖する水生動植物、流水を囲む水辺環境域に生息・繁殖する陸生動植物の多様な生態系)
- 河川と人の関わりにおける生活環境(流水の水質(底質を含む)、河川に係る水と緑の景観、河川空間のアメニティ等)





政策レビュー委員会における評価対象施策

【評価対象施策の選定の考え方】

これまでに、河川環境の整備と保全のため、河川の自然環境(生物の生息・生育・繁殖環境、河川景観)および河川利用・生活環境等に関わる様々な取組みが実施されてきた。

本政策レビュー委員会では、これらの取組みのうち、平成9年の河川法改正以降、取組みが強化された、または新たに開始された施策を評価対象と考えている。なお、これらのうち、既往の評価委員会にて評価実施済みの施策(発電ガイドライン、清流ルネッサンス、多自然川づくり)は本委員会での評価は行わない。

大分類	小分類	施策名	H9河川法改正				政策レビュー 対象施策	
			1990	1997	2000	2005		
河川環境の整備と保全	生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備	多自然型川づくり		
		多自然川づくり		
		自然再生事業	○	
		樹林帯制度	○	
		外来種対策		
		流況改善	正常流量設定	
			ダム弾力的管理	
	発電ガイドライン			
	魚がのぼりやすい川づくり	×		
	環境のモニタリングと評価	環境影響評価	○	
		ダムのフォローアップ	○	
		河川水辺の国勢調査	×	
	河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全	河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全	河川の空間利用に関する計画(河川環境管理基本計画)	○
地域と一体となった空間整備(ふるさとの川整備事業からかわまちづくりへ)			○	
河川環境に配慮した占用許可			○	
水面利用の推進・適正化			利用者間の調整(船舶通行方法の指定)	
			不法係留船対策	○
			舟運	
河川における文化財保全の取組み(大臣特別認可制度)			○	
水源地の水面利用(レクリエーション湖面整備ダム事業等)				
河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善		清流ルネッサンス・清流ルネッサンス		
		まちの清流の再生(環境用水)		
	流況改善(再掲)	正常流量設定	(再掲)	
ダム弾力的管理		(再掲)		
発電ガイドライン		(再掲)		
市民連携・環境教育に関する取組み	河川における環境教育・安全利用の推進	水辺の楽校プロジェクト	○	
		「子どもの水辺」再発見プロジェクト		
	安全な河川利用の推進	○		
市民連携の推進	市民連携の推進			

【凡例】

—— は、河川法改正以降、取組みが強化された、または新たに開始された施策
 は河川法改正以前から取り組まれていた施策

政策レビュー対象施策欄における
 「○」(黄色網掛け)は本委員会における評価対象とする施策、
 「」は既往の委員会でレビュー実施済みの施策、
 「×」はレビュー対象外の施策

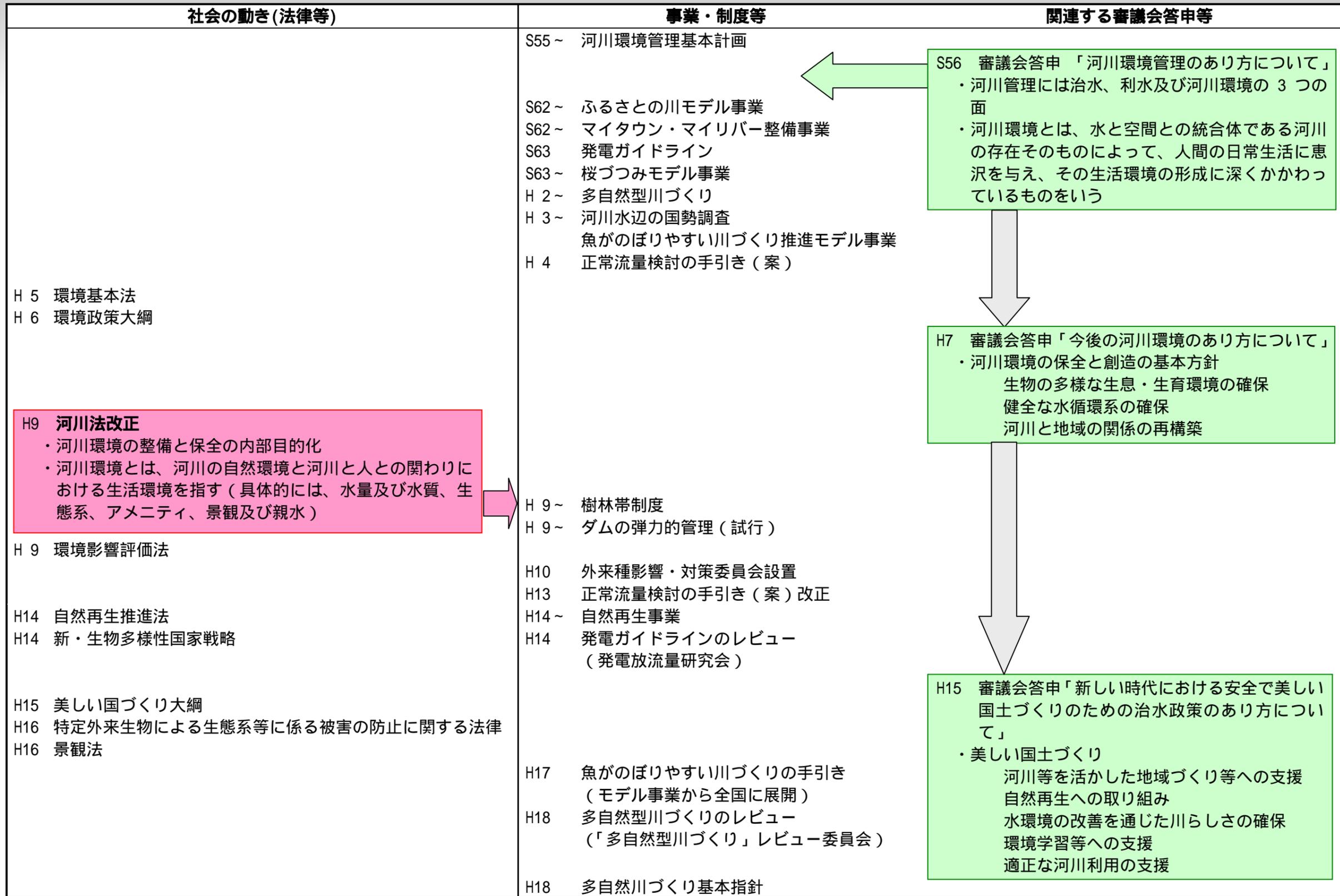
政策レビュー委員会における評価対象施策

生物の生息・生育環境の改善にかかわる取組み・・・自然部会

- 自然再生事業
- 樹林帯制度
- 外来種対策
- 流況改善
- 環境影響評価
- ダムのフォローアップ

河川と人の関わりに関する取組み・・・利用部会

- 河川の空間利用に関する計画(河川環境管理基本計画)
- 地域と一体となった空間整備(ふるさとの川整備事業からかわまちづくりへ)
- 河川環境に配慮した占用許可
- 水面利用の推進・適正化
- 河川における文化財保全の取組み(大臣特別認可制度)
- まちの清流の再生(環境用水)
- 河川における環境教育
- 安全な河川利用の推進
- 市民連携の推進





1. 背景

これまでも治水・利水を重視しつつ、環境に配慮した河川の整備を実施してきたが、いくつかの課題があった。

【従来の取組みにおける課題】

多くの河川整備における河川環境への配慮は、工事による環境影響の回避・低減にとどまっていた

局所的な取組みであり、流域や河川全体を対象としていなかった

2. 施策の概要

(1)自然再生推進法と国土交通省の自然再生事業

- ・自然再生推進法(平成15年1月施行)
地域住民、NPO等が自然再生に取り組む枠組みを定め自然再生を推進
- ・国土交通省においては、河川における「自然再生事業」を平成14年度に創設
河川環境の保全を目的とし、流域の視点を含めた「川のシステム」を再生する事業

(2)具体的な整備内容(例)

- 湿地の再生**
 - ・冠水頻度を増加させることにより湿地環境を再生
 - ・上流からの土砂流入を防止し湿地環境を再生
 - ・既存の洪水調節池内において多様な湿地環境を再生
 - ・コンクリート化された湖岸の環境を再生
- 自然河川の再生**
 - ・旧河道を活かし蛇行河川を再生
 - ・河畔林を再生
- 河口部の干潟再生**
 - ・水制工を設置することなどにより干潟を再生

(3)川のシステムの再生

- 自然再生事業で再生を目指す「川のシステム」**
 - ・川の攪乱と更新システム(流量・水位などの変動が生物の多様な生息・生育環境を提供する)
 - ・物質の循環システム(土砂・栄養塩などの様々な物質が流入し、移動する)
- 川の自然の復元力の活用**
 - ・周辺の土地利用など社会的条件を考慮しながら、川自らの自然状態への遷移を手助けするという認識で実施
- 地域・流域の視点**
 - ・事業の内容が、地域や流域の中でどのような効果・影響を及ぼすかを考慮する
 - ・地先の地形等の条件を改善する場合でも、流域の特性(上流域からの土砂供給や水質など)との関係を考慮する
- 総合的な取組み**
 - ・治水、利水も含めた総合的な取組みが必要

出典:自然再生事業パンフレット(2002,国土交通省)

3. 取組み

(1)事例-1 円山川 コウノトリと共生できる環境の復元

コウノトリの野生復帰を目標に掲げ、地域住民と行政(国土交通省・兵庫県(河川・農林・環境、教育部局等)、豊岡市)が一体となって自然再生を推進

コウノトリ野生復帰推進協議会

国土交通省(豊岡河川国道事務所)、兵庫県(環境部局、農林部局、河川部局、教育部局等)、豊岡市



湿地



水田



水路

アイガモ農法

水田と水路をつなぐ魚道

- ・遊水地における湿地の創出
- ・河川における水際のエコトーン創出 等
- ・環境負荷の小さい農業の推進
- ・河川・水路・水田の連続性の確保 等



里山林



アカマツの植林



環境教育

- ・市民やボランティア等による里山林の管理
- ・コウノトリの営巣木であるアカマツの再生 等
- ・環境教育プログラムの整備
- ・体験活動の機会の提供 等

コウノトリの野生復帰へ



営巣場となる里山林の整備・保全や、餌場となる湿地や水田の整備、保全、餌動物の生息場となる河川・水路・水田の連続性の確保、及びこれらを見守る環境教育システムの整備等を積極的に実施する。



【施策-1】自然再生事業(2)

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然部会)

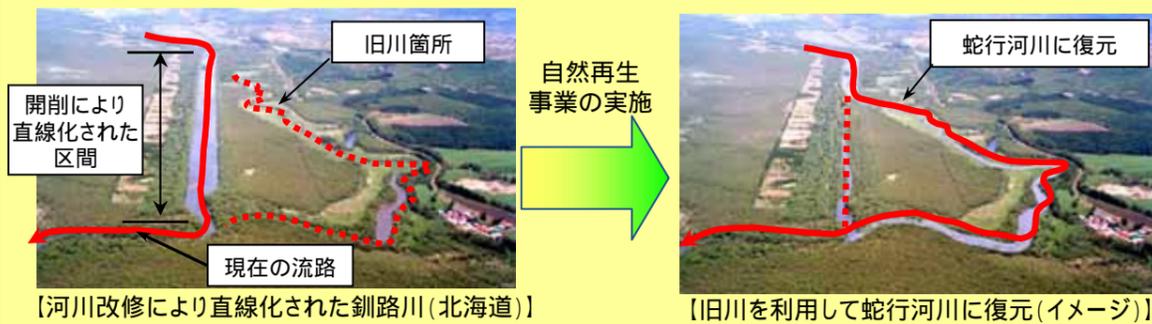
(2)事例-2 釧路川 釧路湿原の保全

釧路川(釧路湿原)において蛇行河川の復元や土砂流入の抑制等、流域の視点に立った整備を計画。



釧路湿原自然再生の主な施策例

蛇行河川の復元(イメージ)



(3)事例-3 松浦川 アザメの瀬の自然再生

松浦川において「河川の氾濫原的湿地の再生」、「人と生物のふれあいの再生」を目標に自然再生を推進。地域住民、学識者、行政によるアザメの瀬検討会を立ち上げ、計画策定からモニタリングにいたる徹底した住民参加で実施。

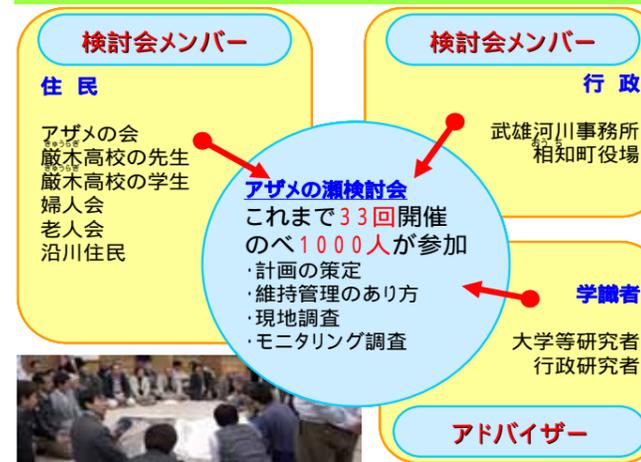


平成18年7月時点の状況



完成イメージ図

推進のしくみ



小学生の現地見学会

4. 今後の進め方(方向性)

再生の目標や実施手法は、関係者の合意のもとに定めるが、根拠となる科学的知見を示すことにより、合意を図る。



【施策-2】樹林帯制度

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然部会)

1. 背景

「樹林帯制度」が導入されるまで

古来

霞堤と合わせ、家屋や耕地を水害から守るために、水防林の造成が行われてきた。

近年

昭和30年後半頃から築堤や護岸整備等による治水対策向上と相まって宅地開発や農地開発が進み、水防林が減少した。

河道外(堤内)の堤防沿いの河畔林は、治水上の機能が認められ、河川管理者による整備や管理が必要である。

2. 施策の概要

(1)平成9年6月の河川法改正

新たに「樹林帯制度」の導入

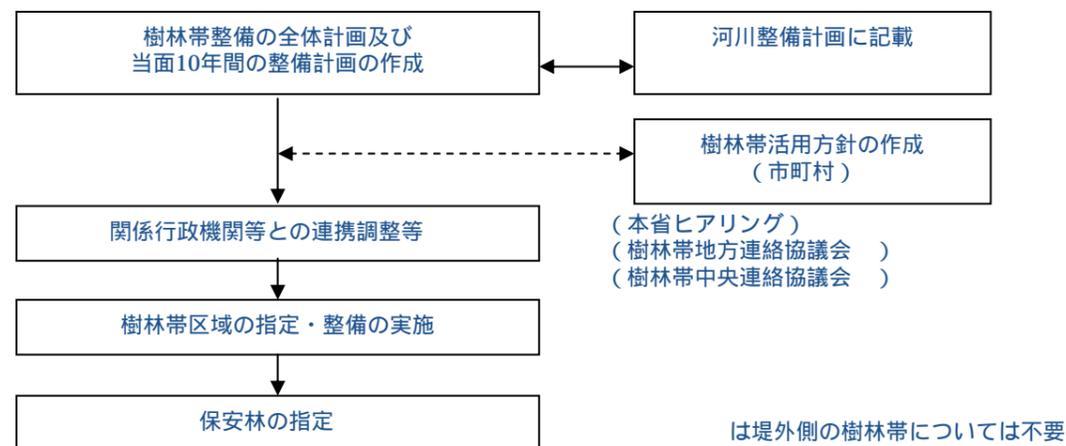
・河畔林、ダム湖畔林によって環境と調和のとれた治水、利水対策を推進するため、河川管理施設として樹林帯を整備または保全

- 洪水に対する堤防機能の増進
- 水辺の生き物に対する多様な生息空間の提供
- 地域に対する憩いの場の提供
- ダム湖周辺からの土砂の流入や、汚濁水の流入抑制



(2)樹林帯実施の手順

平成12年6月12日建設省河環発第30号基本通達により以下の実施手順が示された。



3. 取組み

(1)荒川の取組み

阿武隈支川荒川において、霞堤とともに荒川特有の歴史的資源である水防林を「樹林帯」として保全・再生し、氾濫流拡大の防止等を目的として整備した。



上空からの様子



林内の様子

(2)ダム貯水池における取組み

濁水長期化への対策として、流入濁水抑制のため樹林帯の整備を実施している。

(早明浦ダム)



直後の様子

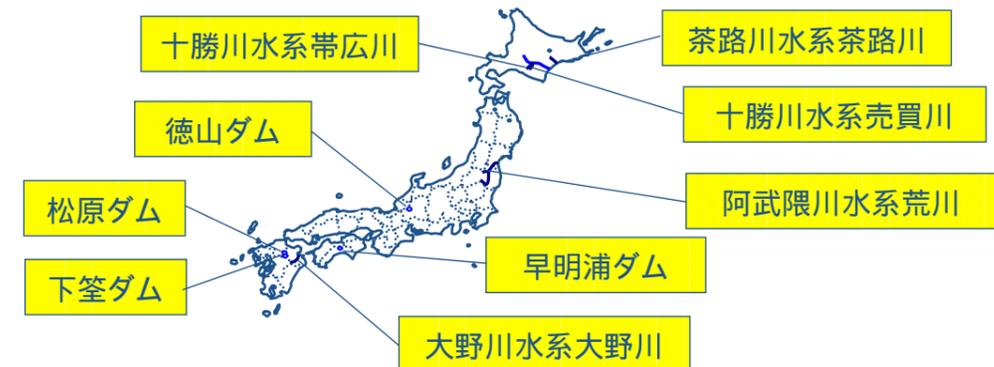


3年経過



10年経過

(3)全国での実施箇所



4. 今後の進め方(方向性)

- ・維持管理手法を確立する。
- ・地権者、関係権利者等との協議をさらに進めて整備を実施する。



【施策-3】外来種対策

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然部会)

1. 背景

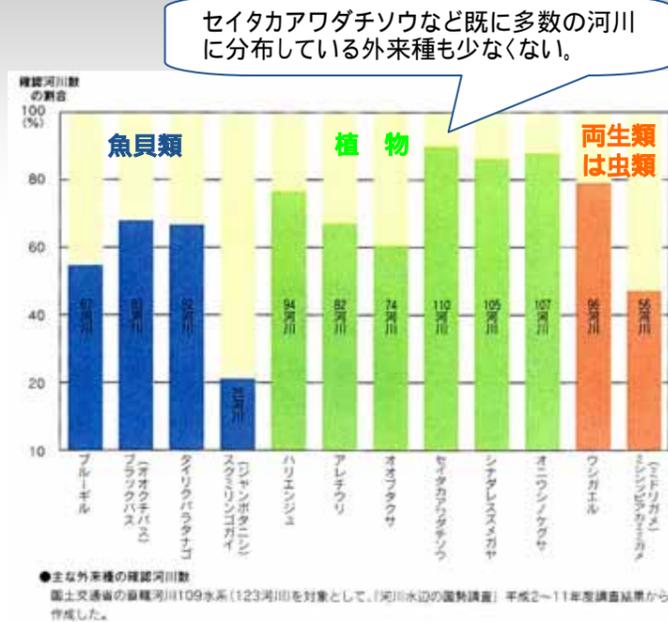
河川域においては、多くの外来種が確認されており、河川における生物多様性の低下や人間の活動への影響が懸念され、一部で顕在化してきている。

【在来種や在来生態系への影響の例】

- ・在来種の生息・生育場所の占奪
- ・在来魚種の捕食
- ・交雑による純系在来種の減少
- ・生態系の攪乱(基盤環境変化等)

【人間の活動への影響の例】

- ・外来植生の繁茂による治水機能低下
- ・外来貝類の取水口等への付着による利水施設の機能低下
- ・外来魚種の増加による漁業への影響
- ・花粉症の原因(外来植生の花粉飛散)



セイタカアワダチソウなど既に多数の河川に分布している外来種も少なくない。

出典：河川における外来種対策に向けて(案) (2001.7)

2. 施策の概要

河川の固有の自然と生物多様性を保全するために、各河川において以下の対策が進められている。

- 問題を発生させる可能性のある外来種の侵入を防止する
- 既に侵入して何らかの悪影響が発生又は発生が疑われる外来種に対してはその影響を抑制するための何らかの対策を行う
- 対策後のモニタリングを行う

生態学の専門家等による外来種問題の検討や、特定外来生物のうち、5種の陸生植物について国土交通大臣が防除の主務大臣となり、これらの種に係る河川管理行為(除草、土砂の運搬など)の適切な実施を目指すなどの対策を行っている。

外来種影響・対策委員会の設置 (H10年12月～)

- 生態学の専門家等による外来種問題の検討
- 外来種問題の啓発
- 対策の考え方や事例の整理

特定外来生物のうち陸生植物5種(アレチウリ等)について国土交通大臣が防除の主務大臣等となり、環境大臣と共に防除の公示 (H18年2月)

- 河川管理行為(除草や土砂の運搬など)を適正に実施

各河川において問題となる外来種の対策を実施

(対象種の例)



ブラックバス



ブルーギル



セイタカアワダチソウ



ハリエンジュ

出典：フィールド総合図鑑 川の生物 (財)リバーフロント整備センター

3. 取組み

外来種対策に向け、国土交通省では各種対策を各河川で個別に講じている。また、考えられる対策方法やその実施事例について分かりやすくまとめた文献を公表し、対策の普及に努めている。

【対策例】アレチウリの駆除作業



外来種対策の推進に向けた成果の公表

- 河川における外来種対策に向けて(平成13年7月)
- 河川における外来種対策の考え方とその事例
 - 主な侵略的外来種とその事例 - (平成15年8月)
- 川の自然を見つめてみよう
 - 河川に侵入する外来種 - (平成16年3月)
- 川の自然を見つめてみよう
 - 河川の外来種図鑑 - (平成17年8月)



4. 今後の進め方(方向性)

- ・依然として外来種の侵入・増加がみられる。
- ・市民等と連携した取組みも活発に実施されており、継続して取り組んでいくことが必要。

ミヤコタナゴ姿消す



出典：下野新聞2002.11.26

ツル10種、在来植物に日あたらす



出典：朝日新聞2006.10.20



【施策-4】流況改善(1)

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然分科会)

1. 背景

【正常流量の設定】

昭和39年の河川法改正にあたり、治水面と利水面に配慮した総合的な河川管理を行うこととされた。これにより、動植物の生息・生育などに必要な維持流量と水利流量の双方を満足する流量を「流水の正常な機能を維持するために必要な流量(正常流量)」として、各河川で定めることとされた。

【ダム弾力的管理】

ダムの建設に伴い、河川の流況が変化することにより、河川環境の変化が懸念されている。

2. 正常流量設定における施策の概要と取組み

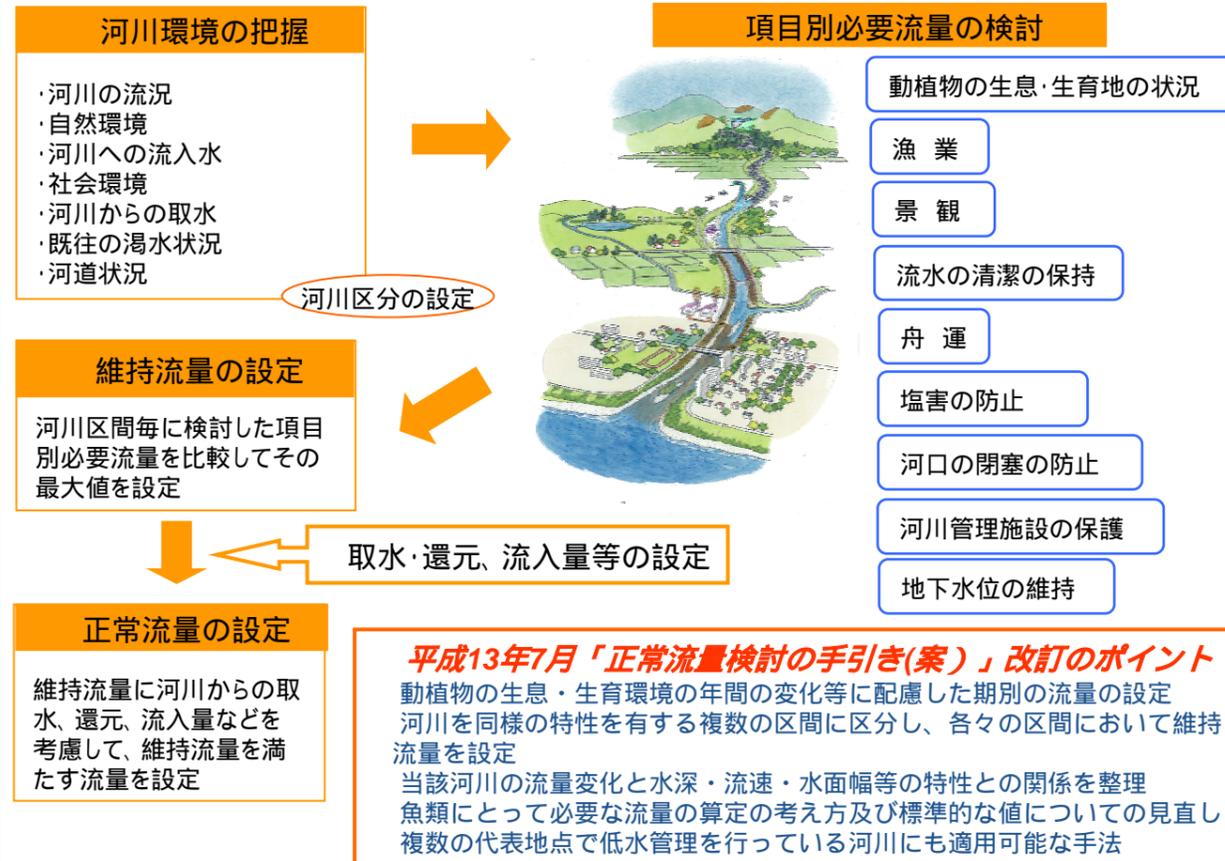
(1)経緯

- ・昭和39年 河川法政令(第10条の2)で、各河川において検討するものとされた。
- ・平成4年 「正常流量検討の手引き(案)」を作成。
漁業、動植物の保護及び景観等の検討項目の基本的な考え方と標準値を示す。
- ・平成13年 「正常流量検討の手引き(案)」を改訂。
動植物の生息、生育環境の年間の変化を考慮した期別流量の設定、魚類からみた必要流量の設定等きめ細やかな正常流量の設定手法を示す。

(2)施策の概要

改訂された「正常流量検討の手引き(案)」にもとづき、各河川において正常流量の検討・設定を実施している。

【「正常流量検討の手引き(案)」における検討・設定の流れ】



(3)取組み

正常流量の設定方法の具体事例を以下に示す。

【魚類の生息・繁殖に必要な流量の設定】

代表魚種を対象に、その生息、産卵、移動に必要な水深と流速より、それぞれ必要流量を算出し、大きいほうの流量を期別に設定

代表魚種を選定し、生活史を考慮	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	アユ				遡上・移動						産卵		
	サクラマス	卵・稚仔魚			遡上・移動						産卵		
ウグイ		移動			産卵					移動			
必要水深及び流速から必要流量を設定		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

【河川の主要景観の維持・形成のために必要な流量の設定】

湧水時において許容できる景観について、地域住民にアンケート等を行い設定

毎年発生する水量



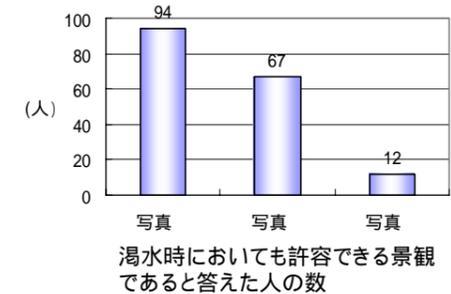
約10年に1回発生する水量(S53年程度)



観測されていない水量



評価基準を適宜設定(例えば「許容できる」という回答の割合が50%以上)して必要流量を設定



【期別に設定した正常流量】





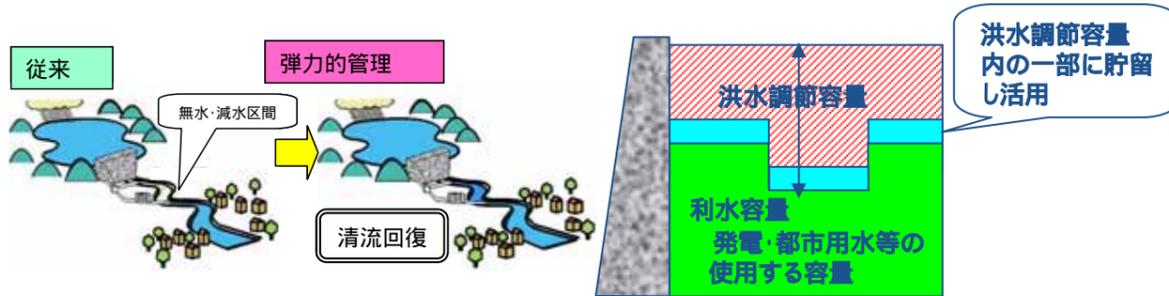
3. ダムの弾力的管理における施策の概要と取組み

(1) 施策の概要

【目的と概要】

ダムの弾力的管理は、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流することによりダム下流の河川環境の整備と保全等に資することを目的としている。

災害の発生防止を前提としつつ、ダムの洪水調節容量を活用し、管理方法を弾力的に運用することにより、ダム下流の環境保全のための容量を確保し、河川管理行為として、その容量の活用を検討するため、平成9年度よりダムの弾力的運用の試行を開始した。各ダムでの試行結果を踏まえ平成12年度には、「ダムの弾力的管理指針(案)」を策定している。



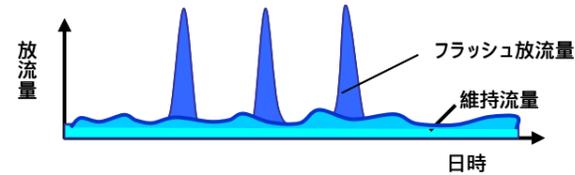
ダムの弾力的管理による効果のイメージ

ダムの弾力的管理に伴う貯水池運用の概念図

【弾力的管理のための放流パターン】

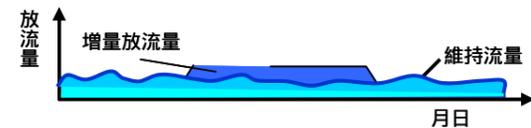
フラッシュ放流

掃流力を高めるための短時間の放流。よどみ水の流掃、付着藻類の剥離・更新支援のために実施する。



維持流量の増量放流

維持流量に流量を上乗せして継続的に行う放流。河川景観の向上、魚類の遡上・降下支援等のために実施する。



【操作規則への位置付け】

弾力的運用にあたり、弾力的管理試験を3年間程度実施し、その分析・評価を行い洪水調節に対する安全性の確保、弾力的管理の有効性等が確認された段階で、引き続きダムの弾力的管理を継続する場合は、当該ダムの操作規則にダムの弾力的管理を位置づけるものとする。

(2) 取組み

【ダムの弾力的管理の実施状況】

ダムの弾力的管理の実施状況等を一覧表に示す。また、ダムの弾力的管理による河川環境の改善事例としては以下のものがある。

- よどみ水の清掃: 三春ダム
- 河川景観の向上: 漁川ダム
- 付着藻類の剥離・更新支援: 寒河江ダム、真名川ダム
- 魚類の遡上・降下支援: 美利河ダム、大渡ダム

弾力的管理を実施したダムの数

年度	実施ダム数
平成9~11年	7ダム
平成12年	16ダム
平成13年	20ダム
平成14年	20ダム
平成15年	23ダム
平成16年	24ダム
平成17年	24ダム
平成18年	24ダム

事例: よどみ水の流掃(寒河江ダム)

寒河江ダムでは、付着藻類の剥離・更新、浮遊藻類の流掃を目的として、フラッシュ放流を平成9年度より毎年6月16日から10月31日までの期間に行っている。

- 放流のパターンは、10m³/s、20m³/s、30m³/sの3パターン
- 午前10時放流開始、12時頃最大流量、約30分経過後流量減少、15時頃に通常状態

藻類の流掃状況

放流前

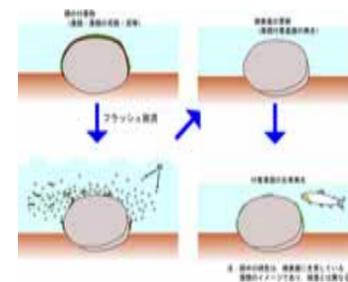


放流後



事例: 付着藻類の剥離・更新支援(真名川ダム)

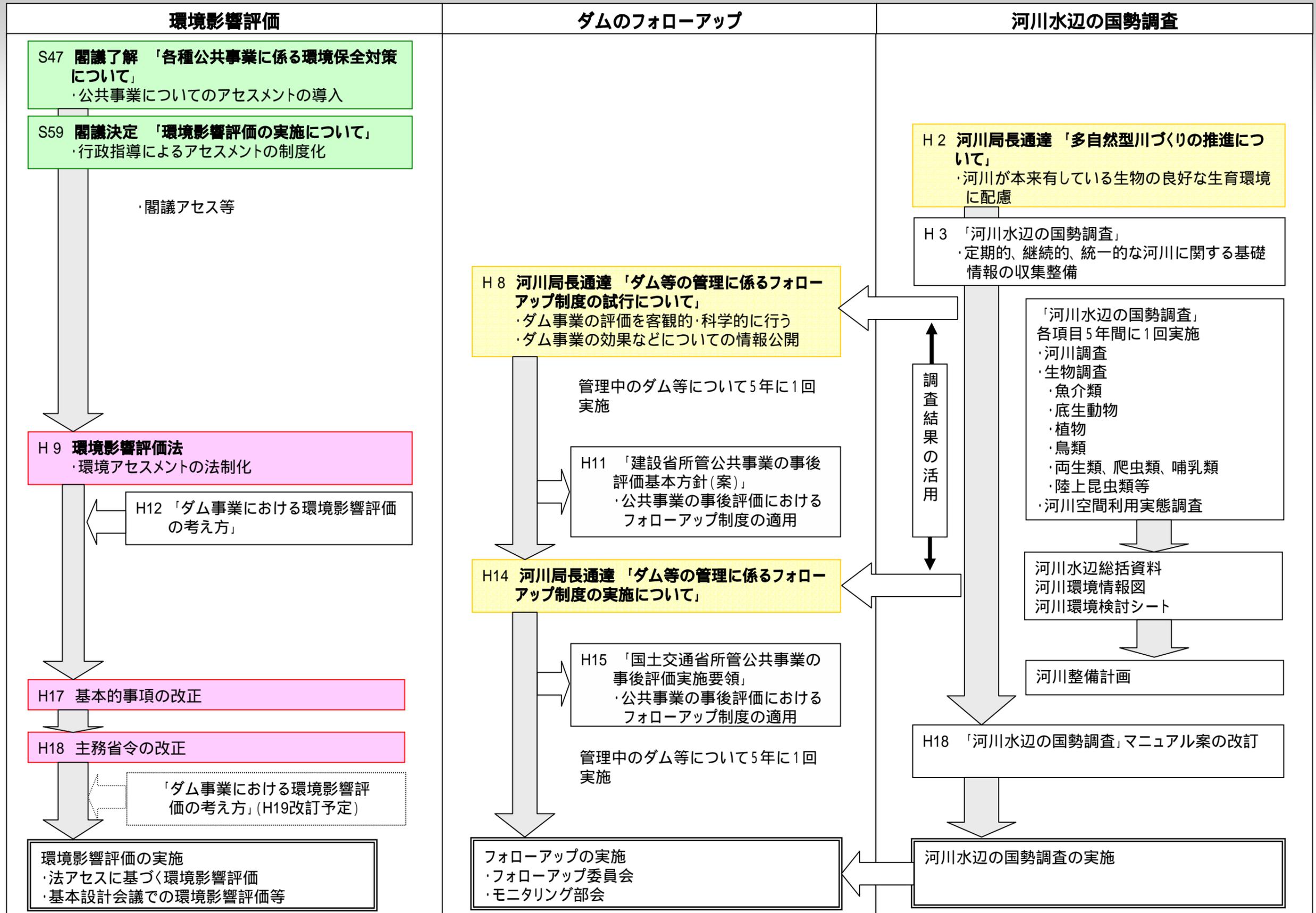
河床のシルト等を流掃し、付着藻類の剥離に効果。流砂により付着藻類の剥離が約20%増。



流掃後、新たな藻類が生育

4. 今後の進め方(方向性)

- 現状では正常流量の検討において、流量の変動が考慮されておらず河川としてのあるべき流況やその流量管理のあり方について更に検討する。
- ダムによる流況変化がどのように河川環境に影響を及ぼすかについて検討する。
- 弾力的管理などによる流況改善が河川環境へ及ぼす効果について検討する。





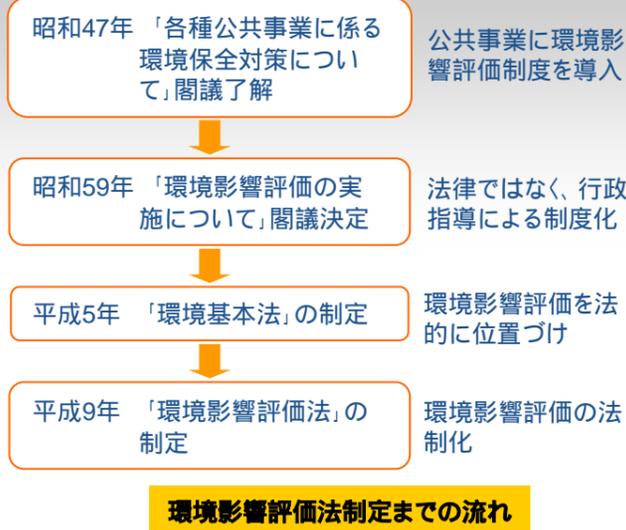
【施策-5】環境影響評価

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然部会)

1. 背景

我が国における環境影響評価の契機は、昭和47年に閣議了解された「各種公共事業に係る環境保全対策について」であり、その後、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」に基づき、国が行う一定規模以上の事業について環境影響評価が実施されることとなった(閣議アセス)。

その後、平成5年に制定された「環境基本法」において環境影響評価を法的に位置づけることが規定され、中央環境審議会における審議等を経て、平成9年に「環境影響評価法」が制定され、2年後の平成11年6月から施行された。



2. 施策の概要

(1)環境影響評価法の概要

目的

環境の保全に十分に配慮して事業が行われるようにする(環境影響評価の結果を事業内容に関する決定に反映)。

ポイント

- ・環境保全に対する社会的な要請に対応
- ・透明性、客観性の確保

対象となる事業

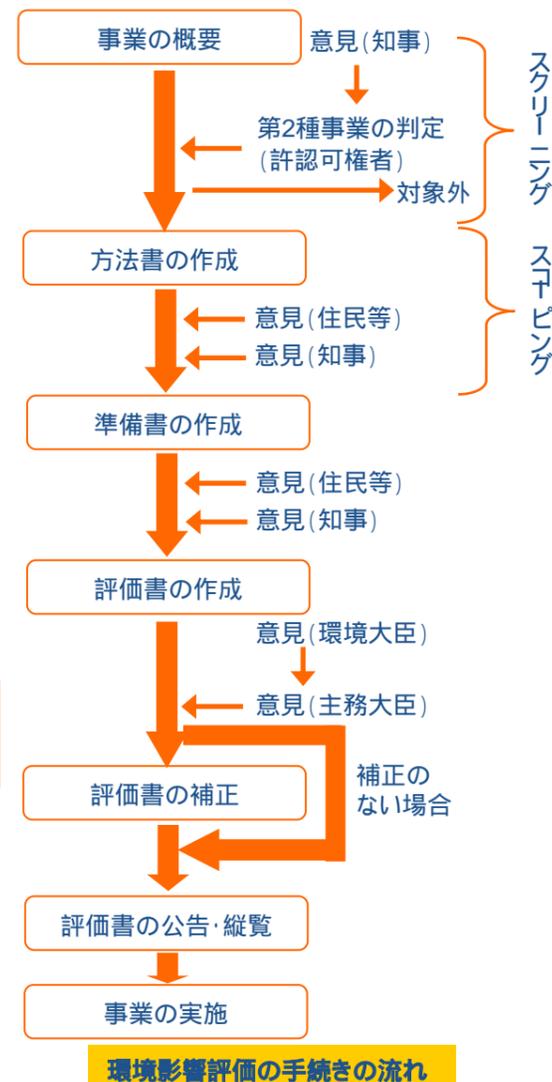
規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施する又は許認可等を行う事業が対象である。

規模により、第1種事業と第2種事業を定め、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)を導入した。

- 第1種事業: 必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業(ダムでは貯水面積100ha以上が対象)
- 第2種事業: 第1種事業に準ずる規模を有する事業(ダムでは貯水面積75ha以上~100ha未満が対象)

(2)環境影響評価の手続き

環境影響評価の手続きの流れは、右に示すとおりである。第2種事業の判定(スクリーニング)から始まり、方法書の作成(スコーピング)、準備書の作成、評価書の作成、評価書の補正を経て、評価書の公告・縦覧を行い、環境影響評価の手続きが完了する。その後、事業の実施となる。



3. 取組み

(1)環境影響評価マニュアルの作成

環境影響評価法の施行を受けて、国土交通省では「河川事業環境影響評価研究会」を組織し、学識者からなる検討委員会を設置して、ダム事業における環境影響評価について検討し、環境影響評価に新たに盛り込まれた考え方やダム事業に係る技術指針等についてわかりやすく解説し、調査・予測・評価に関する標準的な手法や考え方、留意事項等を事例などを織りまぜて示した「ダム事業における環境影響評価の考え方」を平成12年3月に発行し、実務作業上の便宜を図っている。



(2)環境影響評価の実施状況

【環境影響評価法の対象ダム】

手続き終了のダム

- ・戸倉ダム(事業休止)、小石原川ダム、伊良原ダム

手続き中のダム

- ・設楽ダム、山鳥坂ダム、足羽川ダム

【ダム基本設計会議環境部会】

環境影響評価法の対象外のダム(直轄・水資源機構・補助のダム)については、ダム基本設計会議環境部会を設置し、環境影響分析・保全対策等の検討を実施。

【その他】

環境影響評価法の制定以前に、「事業の実施」となっているダムには、「環境保全への取組み」をまとめた対外的に公表するための資料(「環境レポート」)を作成するよう指導。

環境レポート作成済みのダム(直轄のダム)

- ・川辺川ダム、嘉瀬川ダム、殿ダム

環境レポート作成中のダム(直轄のダム)

- ・忠別ダム、大分川ダム 他

4. 今後の進め方(方向性)

予測、評価手法に係る事項

- ・事業特性、地域特性を踏まえた、適切なダム事業の環境影響評価手法の開発

環境保全措置に係る事項

- ・環境保全措置の事例の蓄積
- ・環境保全措置の効果の把握



【政策-6】ダムフォローアップ

生物の生息・生育環境の改善にかかる取組み(自然部会)

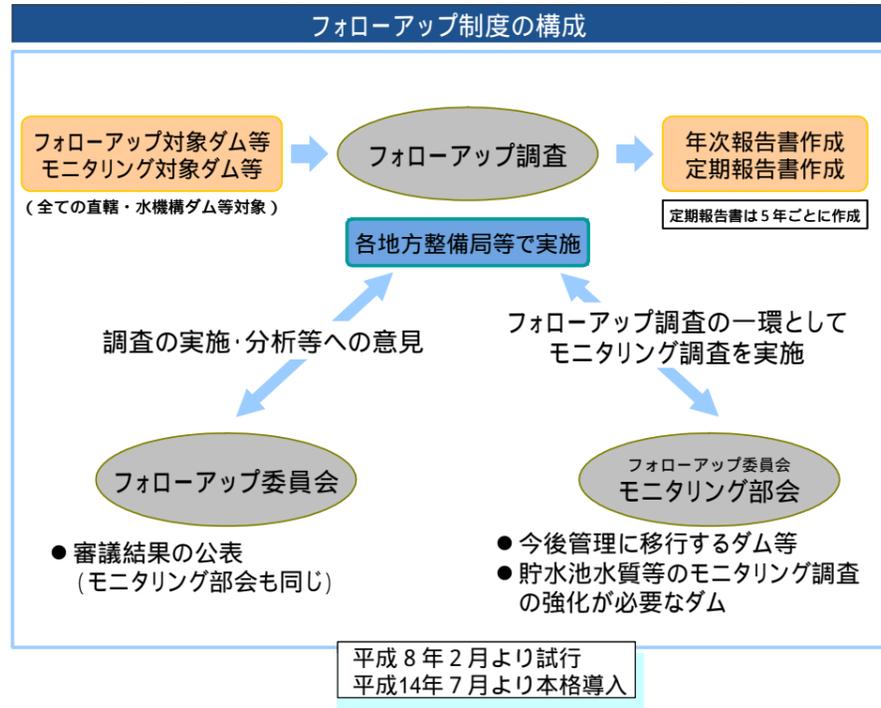
1. 背景

公共事業については効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る必要があることから、ダム等においても管理状況を的確に把握し、事業を巡る社会経済情勢等の変化を踏まえ、その事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善処置を講じていくため、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」を実施している。

また、平成11年8月には、「建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)」が出され、これに基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度の手続きが行われた場合においては、事後評価の手続きとしてこれを位置づけることとしている

2. フォローアップ制度の概要

フォローアップ制度は、各地方整備局毎にフォローアップ委員会を設置し、ダム等における管理状況およびダム等による環境への影響について分析・評価を実施し、毎年年度報告書、5年ごとに定期報告書を作成している。本制度の対象は、国土交通省および水資源機構管理ダム等である。



3. フォローアップ調査における環境面に対する取組み

(1)環境面における調査の実施概要

フォローアップ調査における環境面の調査としては、生物調査、水質調査を実施している。

1)生物調査

管理段階における現況把握のため、生物の生息・生育状況に関する調査を、河川水辺の国勢調査【ダム湖版】により、魚類など8項目の生物の調査を実施し、ダム湖およびその周辺(流入河川、ダム湖内、下流河川、ダム湖周辺、改変箇所等)の生物の生息状況を把握している。



調査項目	調査対象	調査頻度
魚類調査	魚類	5年に1回
底生動物調査	水生昆虫を主体とし、貝類、甲殻類、ゴカイ類、ヒル類等	5年に1回
動植物プランクトン調査	動物プランクトン 植物プランクトン	5年に1回
植物調査(植物相)	維管束植物(シダ植物及び種子植物)	5年に1回
鳥類調査	鳥類	5年に1回
両生類・爬虫類・哺乳類調査	両生類・爬虫類・哺乳類	5年に1回
陸上昆虫等調査	陸上昆虫類、クモ目	5年に1回
ダム湖環境基図作成調査	植性分布、地形等	5年に1回

平成18年度のマニュアル改訂により、10年に1回へ変更

2)水質調査

河川水辺の国勢調査【ダム湖版】の概要(調査地点・調査項目)

水質状況については、管理ダムで一ヶ月に一回定期的実施している「定期水質調査」結果を活用し、流入河川、ダム湖内、下流河川の変化の状況を把握する。

調査項目：環境基準項目、冷濁水・富栄養化関連項目、水道水源項目

(2)分析評価の実施概要

生物や水質に関しては、ダム湖およびその周辺の現状や変化の状況を把握している。

1)分析評価

分析・評価にあたっては、生物の生息状況の変化や水質障害の有無等の視点で、分析評価を行っている。

生物

地域	分析の視点
ダム湖内	・魚類(止水性魚類の増加、外来魚の侵入)、鳥類(水鳥の増加) ・動植物プランクトン(貧栄養化の優占) 等
流入河川	・魚類(渓流魚の生息の維持)、底生動物(渓流水生昆虫の生息の維持) 等
下流河川	・魚類(底生魚の減少)、底生動物(造網型の増加、多様度的変化) 等
ダム湖周辺	・植物(森林環境の維持)、鳥類(クマタカの繁殖) 等
保全対策箇所	・原石山緑化効果の把握、ピオトープ整備効果の把握 等

水質

データ整理項目	視点	評価の対象・手法
環境基準項目	環境基準の達成状況	環境基準項目の年平均値、75%値と環境基準との比較
水温の変化	冷水・温水放流の有無	流入・ダム放流水温の比較
水の濁り	濁水長期化現象の有無	流入・ダム放流SSの比較
富栄養化	富栄養化状況の確認、水質障害	湖内での藻類増殖の状況、過去の藻類異常発生状況
底質	ダム湖内堆積物質濃度の推移	流入負荷量に対する底泥からの溶出寄与量
下流河川	貯水池が河川水質に与える影響	水質縦断変化の状況

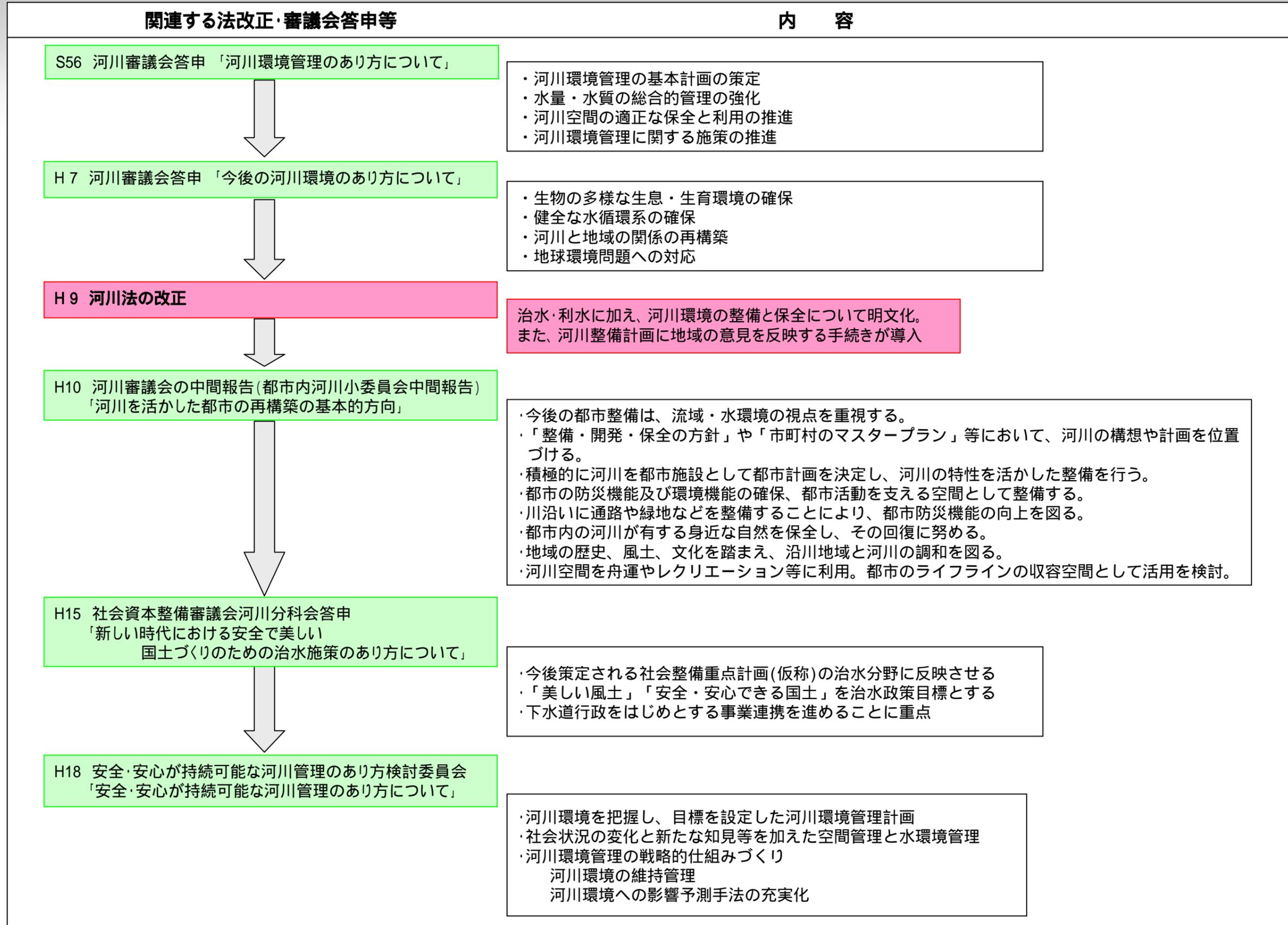
2)課題の改善方針

分析評価で抽出された、自然環境や水質の課題がある場合は改善方針を検討し、より一層の適切な管理を図っている。

改善方針の例：ダム下流河川変化把握のための調査地点や河床材調査の追加、水質保全施設の機能向上のための運用ルールの検討 等

4. 今後の進め方(方向性)

- ・フォローアップ委員会における指摘事項に対する対応状況や効果の確認について反映状況を体系的に蓄積していく。
- ・フォローアップの結果に基づく、ダム計画や環境施策への一層の反映を図る。
- ・フォローアップに必要な調査に対する評価は定性的であり、定量的な評価手法の確立を図る。





【施策-7】河川の空間利用に関する計画

河川と人との関わりに関する取組み(利用部会)

1. 背景

河川の治水及び利水機能の増進によって、人々の生活領域、生産活動の拡大等を可能としてきた。しかし、河川の流域は都市化の進展、生産活動が拡大したため、河川環境が著しく変化した。

- ・河川のオープンスペースの減少
- ・河川空間に対する地域住民の要望の多様化(自然的環境保全、レクリエーション利用、防災空間の確保等)

昭和56年の答申『河川環境管理のあり方について』を受け、適正な河川空間の管理を図るために『河川環境管理基本計画』が策定された。



多摩川のグランドの様子



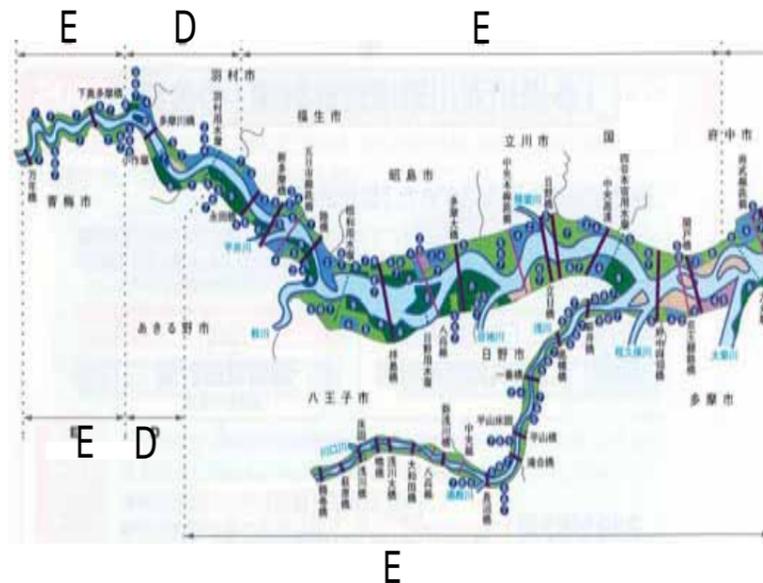
昭和50年代の多摩川の状況

2. 施策の概要

(1)空間管理計画の概要

- ・河川環境管理の基本計画に基づき、防災空間、自然的環境保全空間、レクリエーション空間等の配置計画、施設整備計画、各空間の利用方式及び維持運営組織に関する事項等について定めた計画。
- ・なかでも、各空間の配置計画、いわゆるゾーニングが重要。

(2)ゾーニングのイメージ(多摩川の例)



ゾーニングの例

- A...人工整備ゾーン
運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア
- B...施設利用ゾーン
人工的施設を中心に、文教施設などの利用も可能なエリア
- C...整備・自然ゾーン
人工的利用と自然的利用が相半ばしているエリア
- D...自然利用ゾーン
自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア
- E...自然保全ゾーン
自然生態系を保全するため、人工的施設は原則的に設置しないエリア



出典: 多摩川の環境と川づくり(パンフレット) 国土交通省京浜河川事務所

3. 取組み

(1)先進的な事例: 多摩川を例として(河川整備計画の中に取り込んで策定)

多摩川流域懇談会(1998年成立)

- メンバー
市民
多摩川に関心を持ち趣旨に賛同する市民グループ(市民フォーラム)
- 行政
流域の行政機関
河川関係の専門家
大学の先生など



ふれあい巡視
行政部会が実施
多摩川を歩き意見収集



市民アクション
市民フォーラムが実施
多摩川を歩き意見収集



流域セミナー
ふれあい巡視等の結果の話し合う場

河川環境管理計画の一部を整備計画に組込む

流域委員会の意見を反映

多摩川流域委員会

- メンバー
市民団体の代表
河川関係の専門家
流域自治体の代表
事務局
京浜工事事務所

『多摩川河川整備計画』の策定

「多摩川河川環境管理計画」の改訂

「多摩川河川環境管理計画」の要旨

多摩川の河原を人工系、自然系で5ゾーンと8つの機能空間区分にタイプ使い方の具体的指針となる機能空間区分を定めたのは多摩川だけ

5つのゾーン	8つの機能空間区分	
A. 人工整備ゾーン	① 避難空間	⑤ 自然レクリエーション空間
B. 施設利用ゾーン	② 地先施設レクリエーション	⑥ 文教空間
C. 整備・自然ゾーン	③ 広域施設レクリエーション	⑦ 情報空間
D. 自然利用ゾーン	④ 運動・健康管理空間	⑧ 生態系保持空間
E. 自然保全ゾーン		

4. 今後の進め方(方向性)

- ・多様化する環境上の課題への対応(外来種、ゴミの不法投棄等)
- ・より積極的な自然環境保全のための対応(保全すべき地域への規制等)

安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(提言)平成18年7月7日
河川環境管理の推進

河川環境管理基本計画に基づいた積極的な河川環境管理を推進する。既存の河川環境管理基本計画については、治水、利水、環境を総合的に考え、かつ、自然環境の変化を踏まえ、より充実したものへの見直しを行うべきである。その際、地域住民からの意見を反映させ、河川環境管理基本計画の認知度を高めるべきである。また、河川環境管理のための目標やそのための管理基準を設定し、これらについて法定計画に記述するなど制度的位置づけを明確にすべきである。



1. 背景

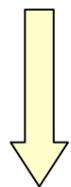
かつての川と人との関わりは、生活の場であり生物と共存する空間であったが、河川整備により安全性は向上したものの、これら河川整備はまちづくりとは独立して進められることが多く、コンクリート三面張りの川に代表されるように、川と人との関わりを希薄にしてきた。このため、積極的に河川空間を都市再生や地域活性化のために活用する「かわまちづくり」の取組みを実施する必要がある。

2. 施策の概要

(1) 施策の経緯

【従来の施策】

- まちづくりと一体となった河川整備の推進(例)
- ・昭和62年度～ ふるさとの川整備事業
地域整備と一体となった河川改修による良好な水辺空間の形成
 - ・昭和63年度～ 桜つつみモデル事業
堤防強化とともに桜等の植樹による良好な水辺空間の形成
 - ・昭和63年度～ マイタウン・マイリバー整備事業
沿川における市街地整備と合わせた河川改修
 - ・平成5年度～ まほろばの川づくりモデル事業
すべての人にやさしい河川環境の整備の推進
 - ・平成8年度～ 地域交流拠点「水辺プラザ」
魅力と活力ある地域の形成に向けた交流拠点・地域づくりの核の整備



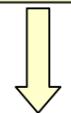
茂漁川



信濃川

【水辺空間に対するニーズの高まり】

- ・人々が集い、賑わい、やすらいで癒される場としての空間機能に対する期待の高まり。
- ・人々が親しみ誇れる都市に再生するため、河川や水辺の持つ多様な機能の重要性の増大。
(景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等)



【かわまちづくりの推進】

平成17年度より重点施策として「かわまちづくり」を推進し、河川空間のハード・ソフトにわたる構造改革を展開。
これまでに、かわまちづくり事業として143河川が登録。

(2) かわまちづくりとは

河川管理者が積極的に地域の自治体や住民等と協力し、積極的に河川空間を都市再生や地域活性化のために活用するため、以下の取組みを実施。

1) 川の森づくり

- ・都市の水と緑のネットワークを構築するため、川沿いに植樹できる場所については、徹底的に植樹を実施。
- ・都市においては木を植えるための植樹に関する基準類を新たに整備。
- ・自治体と河川管理者が全川にわたり、植樹の可能性のチェックを行い、植樹計画を策定して川の森づくりを計画的・戦略的に推進。



高田川の整備例



小野川の整備例



新町川の整備例

2) 都市の川を活用した賑わいの創出

- ・川の賑わいを創出するため、既存の枠にとらわれない川と一体となったデザイン・活動を募集する提案制度を創設。
- ・市民団体、商店街等の提案の具体化検討を行う制度を創設。
- ・舟運の復活など賑わいを創出する提案を社会実験として実施。
- ・地域社会と河川の協力体制のもとで利活用を推進。

3) 清澄な水が豊かに流れる川の復活

- ・地下浸出水等の未利用水源からの導水や、適切な水資源配分の考え方のもとで環境を目的とした河川からの導水を実施。
- ・必要な水量・水質が確保された「まちの清流」を再生。

導水前



導水後



多摩川の下水処理水の導水例



最上川のフットパスの整備例

4) 地域の歴史・文化の薫る川づくり

- ・近年の国民の余暇の過ごし方や観光客の嗜好の変化にあわせ、川の価値を高めるため、川に関する歴史・文化・自然等に関する情報の蓄積・発信を実施。
- ・連続したフットパスの整備やNPO等と連携したりバーガイドシステムの創設。

5) 全国的な地域ぐるみの活動の醸成

- ・市民団体、自治体、企業、学識経験者等による「かわまちづくり推進会議」(仮称)を設置。
- ・全国大会開催、優秀事例の表彰、研修実施等によるかわまちづくりの全国的な地域ぐるみの活動の醸成。

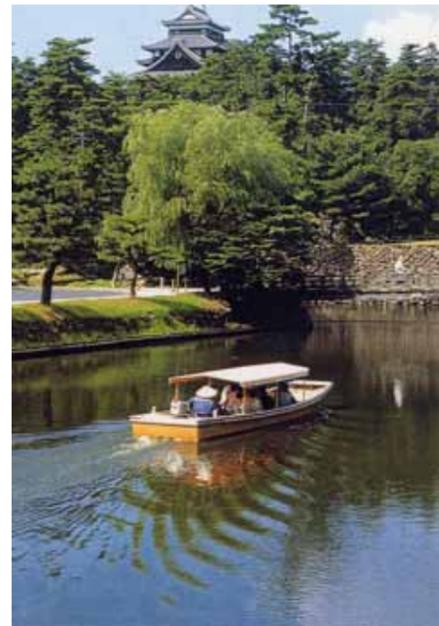


3. 取組み

(1)ふるさとの川整備事業

【松江堀川の事例】

- ・水質浄化事業によって水質が改善されたことを契機に、観光用の遊覧船の運航や水辺の環境整備を実施。
- ・人々の川への関心の高まりとともにまちづくり活動も活性化。
- ・沿川の街並みが「伝統美観保存地区」に指定され、建築物等の景観の規制・誘導を実施。



(2)川の駅の設置

「川の情報発信」、「川に関する活動・交流拠点」、「川を軸とした地域づくり拠点」等の役割を担う施設として、川の駅を設置する動きが各地で活発化。

【那珂川流域連携協議会の事例】

- ・那珂川流域では、流域関連市町村が那珂川流域連携協議会を設置し、地域の活性化、流域文化の創造に向けた取組みを実施。
- ・取組みの一環として、既存の水辺拠点施設に情報発信機能や休憩機能を持たせた「川の駅」を設置。



那珂川川の駅配置図
出典: 那珂川水系河川整備基本方針

(3)特例準則に基づく社会実験

平成16年3月、国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例」により、都市再生プロジェクトや地域再生計画等のなかで社会実験として一定の条件のもとで河川敷地のオープンカフェ等としての利用がされるようになった。

【道頓堀川の事例】

- ・水の都大阪再生構想(平成13年策定)において、道頓堀川等を都心を囲む水の回廊として位置づけ。
- ・「なにわの水辺劇場の創出」に向け、川とまちを一体化して、賑わいの基盤となる遊歩道を整備。
- ・一定条件の下で河川敷地をオープンカフェ等として利用できる社会実験を実施。



【京橋川(広島市)の事例】

- ・広島市の魅力を創造するため、市民と行政の協働により策定された「水の都ひろしま」構想(平成15年策定)実現のため、水辺と都市が一体となった整備を実施。
- ・水辺のにぎわいづくりによる都市の楽しみ方の創出として、平成17年10月に「水辺のオープンカフェ」を設け、水辺と市街地の一体化を促進。



4. 今後の進め方(方向性)

- ・沿川のまちづくり等との連携強化を図る。
- ・NPO等との連携や人材育成等のソフト施策の充実を図る。
- ・従来、高度に利用されてきた経緯のある都市において、かわまちづくりを進めるために、大規模な取組みの実施を検討。

【日本橋の再生】

- ・日本橋川の上空を覆う首都高速道路を移設し、青空を取り戻すため、国土交通省では、都市再生事業の一環として調査費を確保し、具体案の検討を予定。



出典: 日本経済新聞2006.1.7
出典: 日刊建設工業新聞2006.9.20



1. 背景

平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘され、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要であり、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ることとされた。

2. 施策の概要

(1)河川環境に配慮した占用許可とは

河川敷地の占用は、河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとすることに留意するなど、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としている。

(2)河川敷地占用許可準則改正等のポイント

【平成11年8月5日改正】

河川環境に配慮しつつ、河川敷地の適正かつ多様な利用を推進することにより、国民の河川への親しみを醸成することとし、自然的及び社会的環境と調和するものとするを許可基準に盛り込んだ。

【平成16年3月】

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例(国土交通事務次官通達:平成16年3月)

都市再生プロジェクトや地域再生計画等のなかで社会実験として一定の条件のもとで河川敷地をオープンカフェ等として利用

【平成17年3月28日改正】

河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に河川法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならないこととした。

3. 取組み

(1)河川敷の公園内公衆トイレ



・一級水系常呂川水系常呂川(北海道北見市内)
概要:
当局的基盤整備事業に伴い北見市役所で造成した公園内に設置された公衆トイレ。
外観が丸太風に作られており、近隣景観に配慮した形状、色となっている。
なお、出水時にはユニック車等で簡単に移動(撤去)できるように下部に車輪を取付けてある。

(2)桜の植栽による河川敷の修景



・一級河川旧中川(左岸)(東京都江戸川区平井)
概要:平成10年6月19日付建設省河治発第44号「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」中の「河道の高水敷における高木の植栽の基準」を基本とした上で、旧中川の河川特性を考慮して「旧中川における高木植栽実施要領」(平成17年4月1日施行)を策定、本要領に基づき許可を行なっている。(基準策定=東京都、許可権者=江戸川区)

(3)都市及び地域再生等における特例措置

都市再生プロジェクト、地域再生計画等に係る地区内において、現行の準則の治水上又は利水上の基準等に照らし妥当なものであり、

1. 地域合意、2. 公平性確保、3. 将来に渡る占用施設の適正な管理といった要件に該当するものについて、社会実験として実施するもの。

特例措置により、追加される占用施設等
1. 占用施設に、広場、イベント施設等の施設を追加
2. 占用主体に、一定の民間業者を追加
3. 広場、イベント施設に一体となす施設として設置された飲食店、売店、オープンカフェ等については、使用契約等を締結した民間事業による利用が可能

その他
1. 占有者が施設利用料等を得る場合、その収入を河川敷地の維持管理及び良好な水辺空間の保全創出を図るための費用に用いる。
2. 占用施設の許可期間は、3年以内とする。

オープンカフェの例(広島市、名古屋市)



4. 今後の進め方(方向性)

- ・ 占用の許可における公平性の確保
- ・ 地域と一体となった取組みが必要



1. 背景

かつて河川舟運は物資・人の重要な輸送手段であったが、明治後期以降、鉄道・自動車交通の発達により衰退した。しかし、近年、環境負荷・エネルギー消費の軽減、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送路の確保及び河川の生活空間としての利用等の観点から、その役割が見直され、その促進を図ることが重要となってきている。

一方で、プレジャーボートの増加もあり、河川舟運の促進に当たっては、不法係留船の対策や船舶の通航における利用者間の調整等が必要となっている。



ジェットスキー



不法係留船

平作川

2. 利用者間の調整における施策の概要と取組み

(1)利用者間調整とは

河川空間を適切に利用していくため、他の河川の使用に著しい支障が生じないように河川管理者が秩序ある河川使用の調整を図り、適正な河川管理の推進を目的として行うもの。

【利用者間の調整のポイント】

- 治水上又は利水上支障を生じないものであること
- 他の河川使用を著しく妨げないこと
- 河川及びその周辺の自然的及び社会的環境を損なわないこと

(2)河川における船舶の通航方法の指定等についての準則

船舶の通航により、
 ・船舶相互間の河川使用上の調整
 ・地域住民等による他の河川使用との調整
 ・河川管理施設の管理との調整
 等を図る必要がある場合

船舶が守るべき通航の方法を定める必要

河川における船舶の通航方法の指定等についての準則 (平成10年6月10日建設事務次官通達)

河川管理上の秩序ある河川使用の調整を図るため、河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項に基づき船舶等が守るべき通航方法及びその適用区域を定めることを目的として定めたもの

(3)取組み事例

【荒川における通航ルール】

河川における船舶の通航方法の指定等についての準則に基づき荒川における通航方法を指定する区域の設定



河川舟運促進区域 荒川では河口から秋ヶ瀬取水堰(埼玉県志木市)まで

河川舟運促進区域において船舶の一般的な通航方法を定め、現地の状況に合わせて右の5種類の「特定の区域」を設定し、それぞれの通航方法を定めている

動力船通航禁止区域	原則として動力船の通航を禁止し、非動力船それぞれの目的に応じて活動できる区域
自然保全区域	河岸の自然環境を保全するために、船舶の通航を原則として禁止する区域
水上オートバイ通航方法制限区域	水上オートバイの通航方法を制限する区域
減速区域	動力船の波によって係留船舶や自然環境に支障を与えないように減速する区域
施設管理区域	河川管理施設等の操作に支障が生じないように船舶等の通航を制限する区域

3. 不法係留船対策における施策の概要と取組み

(1)基本的な考え方

- ・プレジャーボート等の不法係留船は、河川管理上の問題に止まらず、騒音の発生、景観の阻害等地域の環境保全対策上深刻な問題として認識
- ・平成10年2月「計画的な不法係留船対策の促進について」(河川局長通達)により、不法係留船対策に係る計画(以下「計画」という。)を策定し、計画的、段階的な不法係留船対策を推進

(2)概要

・河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関等からなる「河川水面の利用調整に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、当該協議会及び地域住民の意見を聴きつつ、地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごとに不法係留船対策に係る計画の策定。

重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域(重点撤去区域)を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施
 重点的撤去区域以外の河川の区域については、行政指導を中心とした適切な指導を実施
 治水上及び河川環境上支障のない場所については、暫定係留施設を設置し得るものとし、この場合には計画に暫定係留区域を設定



田越川



長良川水路



(3)不法係留船対策の取組み状況

1)重点的撤去区域の設定状況

- ・河川管理上の支障の程度を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域を重点的撤去区域として、年次的に設定し、当該区域において行政代執行等の強制的な撤去措置を実施。
- ・平成18年3月現在、14水系30河川において、重点的撤去区域を設定。

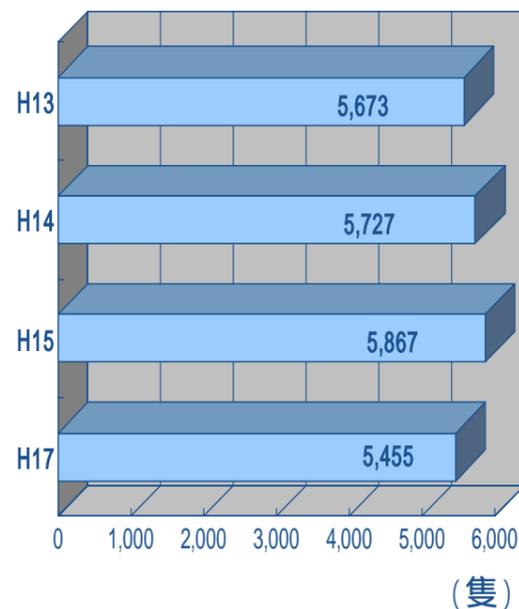
【重点的撤去区域指定河川の推移】



2)暫定係留施設の整備状況

- ・平成10年2月12日付河川局長通達により、地方公共団体、第3セクター等の公的主体を設置主体として、概ね10年を目処に簡易な船舶係留施設を暫定係留施設として設置しうるものとした。
- ・平成18年3月現在、約5,500千隻分の暫定係留施設が設置されている。(H17の減少は、民間マリーナ等への移動による暫定係留施設の廃止によるものが大きな要素である)

【暫定係留施設収容能力の推移】



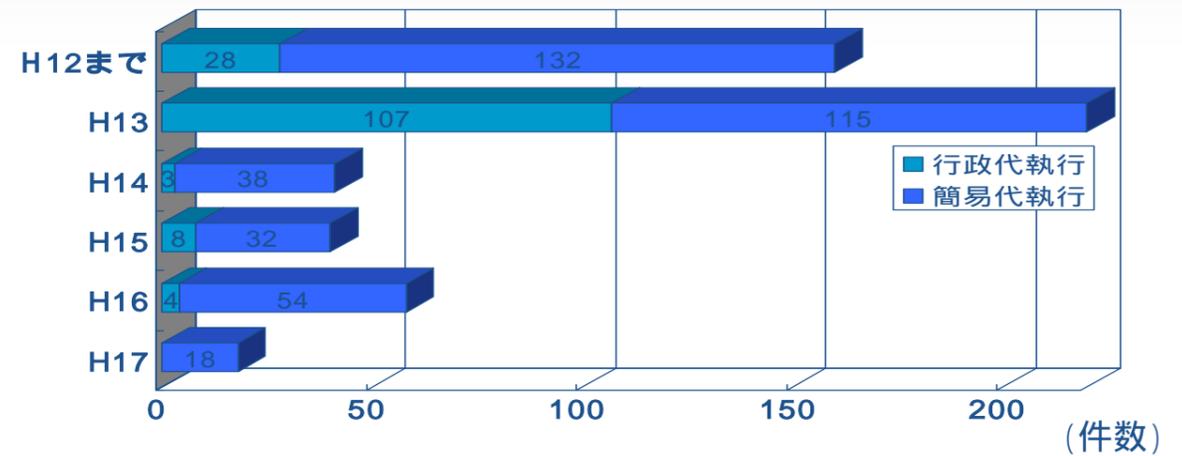
【東京都・新中川暫定係留施設の例】



3)規制措置の実施状況

- ・平成8年以降、平成18年3月末現在において累計539件の行政代執行及び簡易代執行を実施。

【行政代執行等実績数の推移】



4)河川マリーナの整備状況

- ・昭和63年度に、船舶の収容空間となる河川マリーナの整備を支援する河川利用推進事業を河川事業として創設。
- ・河川区域となる船溜まり、河川管理施設となる護岸、水門等を河川管理者が公共事業として実施し、その他はマリーナの経営主体(第3セクター等)が整備。

【河川利用推進事業による河川マリーナ】

都道府県名	水系名	名称	供用開始
静岡県	菊川	大東マリーナ	H4.7
三重県	田中川	マリーナ河芸	H5.4
鳥取県	大栄町	マリーナ大栄	H5.8
埼玉県	大場川	大場川マリーナ	H6.4
埼玉県	新芝川	芝川マリーナ	H8.5
新潟県	荒川	荒川マリーナ	H10.4
静岡県	都田川	宇布見公共マリーナ	H11.4
静岡県	都田川	入出公共マリーナ	H12.5
岩手県	川原川	高田松原野外活動センターマリーナ	H13.6
山口県	綾羅木川	綾羅木川マリーナ	H13.8
新潟県	保倉川	マリーナ上越	H14.5
静岡県	都田川	伊目公共マリーナ	H16.4
福井県	九頭竜川	福井港九頭竜川ポートパーク	H18.4
計	12水系	13施設	

【福井港九頭竜川ポートパーク】



全体整備面積: 76,600㎡
 収容隻数: 水域保管97隻、陸域保管280隻



4. 舟運における施策の概要と取組み

(1) 舟運への期待

・現在の陸上交通の増加による問題や災害時の舟運の重要性が認識される状況の下で、舟運が注目され、再構築を図ることが期待されている。

環境への負荷・エネルギー消費の増大

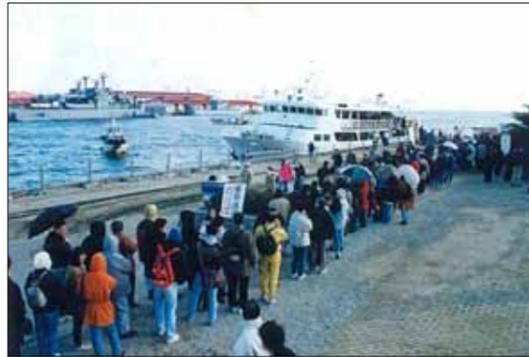
深刻な交通渋滞

災害時の交通手段の確保



舟運に期待されること

- ・生活空間としての河川の活用と地域振興
- ・地球環境問題への対応
- ・エネルギー問題への対応
- ・道路交通混雑の緩和
- ・輸送コストの削減
- ・マルチモーダル施策



阪神大震災時の船舶の利用状況



木曾川ライン下り 出典:リバーガイド

(2) 施策の経緯

【河川審議会答申】

平成 7年3月 「今後の河川環境のあり方について」

河川と地域の関係の再構築

- ・地域活性化を支援する水辺づくりの推進
- ・河川の持つ都市防災機能の強化

平成 8年6月 「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」

個性あふれる活力のある地域社会の形成

- ・河川舟運の再構築

平成11年3月 「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について」

河川を活かした都市の再構築

- ・河川空間の多面的役割の発揮

【技術的検討】

以下にあげられる技術的検討を実施

平成元年～2年 河川の水上交通及び水面利用に関する技術的検討(河川局)

平成 9年 河川舟運に関する検討委員会(河川局)

平成 9年～11年 河川舟運の施設に関する計画・設計の手引き(河川局、リバーフロント整備センター)

平成15年～ 内陸水運フォローアップ研究会(河川局、港湾局等)

(3) 舟運における取組み事例

1) 荒川・隅田川の事例

- ・隅田川では、明治18年に浅草・両国間で最初の定期航路を開設。
- ・戦前には年間約200万人を輸送。
- ・現在は民間会社と(財)東京都公園協会により運営。
- ・都内の定期観光を中心に営業している「はとバス」では、隅田川下りを含むルートで10数コース設定。



隅田川の水上市バス 出典:内陸水運への招待



荒川・川口のリバー駅 出典:内陸水運への招待

【リバー駅の整備】

- ・荒川では、国土交通省が整備した緊急用船着場(リバー駅)を活用。
- ・緊急用船着場は沿川自治体に1箇所づつ整備し、地震で道路が使用不能になった際に物資や人の輸送に利用。
- ・背後にスーパー堤防を整備することにより、まちづくりと一体的な施設として活用し、自治体と民間企業が協働で維持管理等を実施。

2) 北上川の事例

- ・北上川では、NPO法人等による流域連携活動がさかんに行われ、舟運の復活や川の指導者育成、子ども達による川の体験学習等を実施。



北上川200kmの川下り



北上川川下りルート

5. 今後の進め方(方向性)

- ・利用者間の調整、関係機関の連携、陸上交通など流域と一体となった取組みを図っていく。



1. 背景

歴史的建造物、文化財等の保全へのニーズが高まっている。

【登録有形文化財に
登録された歴史的
砂防施設の例】



釜ヶ淵堰堤(長野県安曇村)



釜ツ沢砂防堰堤(栃木県日光市)

2. 施策の概要

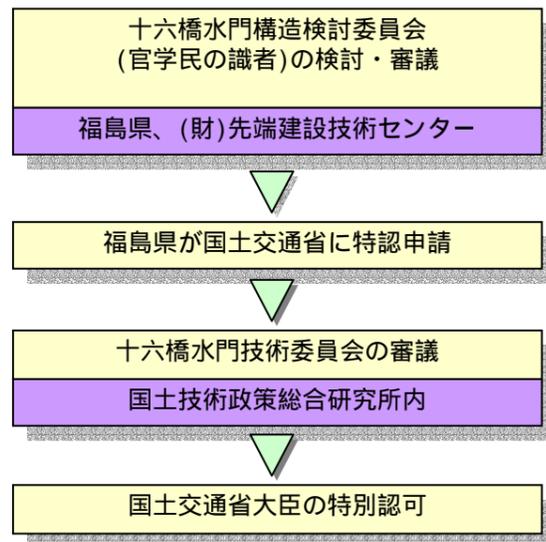
大臣特別認可制度*を活用した文化財の保全

平成9年河川法改正以降は、「河川管理施設等構造令」を適用しない施設の範囲をダム以外の河川管理施設にも拡大した。これを用いた、歴史・文化の観点から地域の財産として位置付けられる構造物の維持保存も可能になった。

【十六橋水門における大臣特別認可までの流れ】

・地域の財産としての位置づけは、構造物が文化的要素等を有しており、保存の必要性が市民や地方自治体等により求められていること。

・特殊な構造で、国土交通大臣が「河川管理施設等構造令」の既定によるものと同様以上の効力があると認めた構造物の新設・改修であること。



H 11
H 13

*大臣特別認可制度について

大臣特認制度は、「大臣が、特殊な構造を持つ河川管理施設について、その構造が構造令に規定するものと同様以上の効力があると認めるもの」について、大臣特別認可によってその構造の建設及び改築、供用を認める制度である。

3. 取組み

平成13年に一級河川阿賀野川水系猪苗代湖に供用されている「十六橋水門」が認可されている。

「十六橋水門」

(一級河川阿賀野川水系猪苗代湖)

16基のゲートを有する水門で、猪苗代湖の水位を調節するために大正3年に築造された歴史的構造物。国立公園内にあり景観の重要な構成要素。

構造上、径間長等が現在の河川管理施設等構造令に適合しない点があるが、必要な措置を講じることで、同等以上の機能があると認め、平成13年に大臣の特別認可を受ける。大臣特認制度の第1号。

制度制定により平成14年から3カ年にわたり改修工事を実施し、現在に至る。なお改修後の現施設は、大正3年の築造当時の面影を色濃く残している。橋脚には当時のレンガがそのまま残るなど、その強さを物語っている。



十六橋水門



橋脚に見られる大正時代のレンガ造り

十六橋水門の歴史

- ・ 8～9世紀 : 空海が流れの中に塚を築き、丸木を架けて十六断の橋とした
- ・ 天明6年(1786年) : 材木石を用いて、勾欄の付いた23断の石橋とした。
- ・ 慶応4年(1868年) : 戊辰戦争時、薩摩藩を中心とする官軍(西軍)が、幕府軍となる会津藩と十六橋戸の口付近において決戦。
- ・ 大正3年(1914年) : オランダ人技師ファン・ドールンにより電動化した横断道兼用水門として改築。

十六橋水門の設置の目的

日橋川の排水能力の改善と猪苗代湖の水位調整を目的とする。かつては上水・農業用水・発電用水の確保を目的とした水門の運用も行っていた。

十六橋水門の構造の変遷

- ・ 明治13年(1880年) : 16径間の石造アーチ橋で、上流面に間板を落とし入れて猪苗代湖面水位調節を行う。橋梁としても使用。
- ・ 大正3年(1914年) : 猪苗代水力電気株式会社が発電所の建設に際して水利調節のため改築。現存する最古の電動式ストーニーゲート。
- ・ 昭和16年(1941年) : 運用を洪水時のみに限定。

大臣特認制度を受けた改修工事の概要(平成14～16年)

- ・ 堰柱の表面を覆う石材の背後に接着剤を注入して内部のコンクリートと一体化
- ・ レンガの一部積み直し。
- ・ ゲート設備も交換して、洪水調節などの機能を強化。

4. 今後の進め方(方向性)

- ・ 治水上の課題との調整が必要
- ・ 構造物としての保全技術の開発が必要



【施策-12】 まちの清流の再生(環境用水)

河川と人との関わりに関する取組み(利用部会)

1. 背景

近年、身近な河川や水路、運河、堀割等に水を流すことにより、親水性の向上、水路等の浄化、動植物の生息・生育環境や歴史的文化遺産等の保護・保存等、環境の改善を図ることに対する地域のニーズが高まっている。

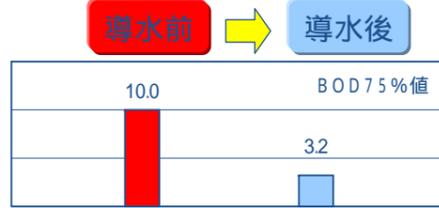
環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水である。

【導水による浄化の効果:松江堀川の事例】



昭和50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川

水質の汚濁を示すBODは以前の1/3まで減少



BOD:水の中の微生物がよごれを分解するときには、酸素が使われます。よごれが多いと使われる酸素の量も多くなってきます。この酸素の量を表したものをBOD(生物化学的酸素要求量)といいます。

平成8年に導水を開始した後の松江堀川



浄化後の遊覧船就航後30万人の観光入込み客数増

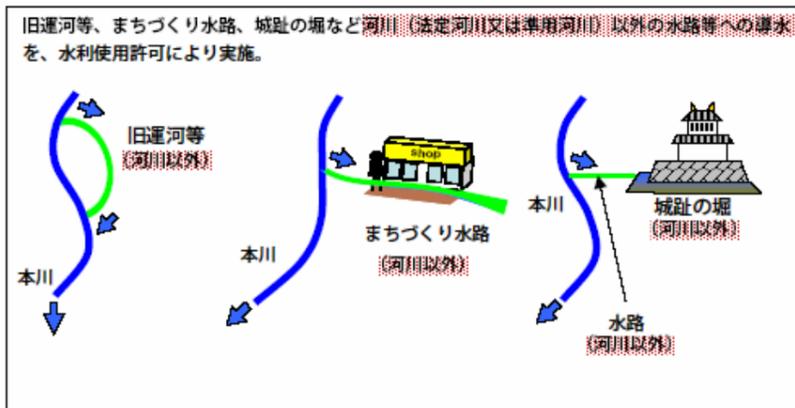
2. 施策の概要

(1)環境用水に係る水利使用許可の取扱い基準の策定

従前は、水利使用規則上の目的として環境用水は位置付けられておらず、河川管理者以外の者が河川の流水を使用して通水しようとする場合は、雑用水として許可していた。

平成18年3月の水政課長・河川環境課長通達「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」により、河川管理者以外の者が河川の流水を使用して環境用水を通水しようとする場合に必要となる、河川法上の水利使用許可の取扱いに関する基準を作成し、明確化した。

【水利使用許可による環境用水の導水のイメージ】



(2)環境用水に係る水利使用許可の取扱い基準

申請主体	河川の流水は限りある公共の資源であり、環境用水としても公共の福祉の増進に資するよう使用されることが求められるため、申請主体は、原則地方公共団体。ただし、地域のまちづくり計画等に位置づけられ、事業の実行の確実性が確認されれば、NGO等も申請可能。
水源	水利権の許可に当たっては、通常、安定的な取水が基本だが、必ずしも継続的な取水を確保しなくても目的が達せられる場合のある環境用水特有の性格に鑑み、社会実験として、豊水を水源とすることについても可能とした。 ただし、豊水を水源とするに当たっては、河川管理者が、あらかじめ関係者間の意見集約等を踏まえ、豊水利用計画を策定することとした。
取水予定量	環境用水の取水量については、取水が行われる河川における環境のために必要な水量のバランスを考慮した上で判断。
許可期間等	環境用水については、他の水利使用との間で調整を図ることが重要なことから、許可期間は原則3年を限度とし、3年毎に新たに見直すこととした。 また、今後の水道用水など国民の生命に直結するような取水が生じた場合に影響を及ぼさないことも許可の条件とすることとした。

3. 取組み

水利使用許可により環境用水を通水した先行事例として、宮城県仙台市の農業用水路(六郷堀・七郷堀)の事例を示す。

仙台市の六郷堀・七郷堀(農業用水路)は冬期に水環境が悪化することから、宮城県、仙台市、農林水産省、国土交通省により「仙台地域水循環再構築マスタープラン」を平成14年に作成。

平成11年度から16年度にかけて5回、広瀬川から六郷堀・七郷堀に非かんがい期の試験通水を実施。

試験通水による水質浄化、地域住民へのアンケート等から有効性が確認され、浄化及び修景を目的とした冬期の水利使用(0.3m³/s)を許可し、通水が開始された。



六郷堀・七郷堀位置図

通水前



通水後



4. 今後の進め方(方向性)

まちの清流再生のためには、自治体・地域住民を含めた関係者の体制づくりが重要であるため、河川管理者として、関係者間連携の支援や情報提供などを進めていくこととしている。



河川における環境教育の推進

人々の川離れの広がり

洪水・湯水体験の減少、河川水質の悪化、工事等による河岸構造の変化、生態系の貧弱化、川は危険という認識の広がり

川の持つ多面的な価値が失われつつある

・川は自然環境の最も豊かな空間のひとつである。
・川とのふれあいは人格の基礎を培う原体験の場である。

H9 河川法の改正

河川環境の整備と保全の内部目的化

H10 河川審議会川に学ぶ小委員会報告
「川に学ぶ」社会をめざして

- 1) 人々の関心を高める魅力ある川づくり
- 2) 川に関わる正しく広範な知識・情報の提供
- 3) 「川に学ぶ」機会の提供
- 4) 主体的、継続的な活動

H11 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進

H14 「子どもの水辺」再発見プロジェクトのさらなる推進

- ・市民団体等が中心となった取組の推進
- ・子どもの水辺サポートセンターの新設

安全利用の推進

近年の自然志向・アウトドア志向の高まり

・河川を水遊びやキャンプ等の活動の場として利用する市民が増加

H9 河川法の改正

河川環境の整備と保全の内部目的化

多発する河川での水難事故

水難事故の要因

- ・ひとたび豪雨があれば激流に変貌するという河川の自然性
- ・河川に関する知識・認識不足
- ・自己責任の原則の認識不足

平成11年8月 玄倉川での水難事故
(中州でのキャンプ中に大雨による増水で13名が死亡)

平成12年8月 湯檜曾川での水難事故
(少年サッカー団がハイキング中に鉄砲水により1名死亡6名けが)

H12 危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会提言
「恐さを知って川と親しむために」

- 1) 河川利用者等を対象とした情報提供の充実
- 2) 学校教育や社会教育における安全意識の啓発
- 3) 流域における関係機関の連携の充実
- 4) 緊急時を想定した体制等の構築

平成13年5月 天竜川での水難事故
(モトクロス競技会で増水により中州に参加者67名車両46台が取り残された。)

H13 モデル河川13河川を設定
モデル河川での具体的取組を開始

平成18年8月 酒匂川、富並川での急な増水による水難事故の発生(急な増水によりそれぞれ釣り人2名、子ども2名が死亡)

玄倉川での事故



鉄砲水、少年団一行襲う



湯檜曾川での事故



1. 背景

洪水・湯水体験の減少や川は危険という認識の広がりから人々の川離れが進んだ。

(1)川と人とのかかわり

- ・川は人間の物質基盤を支えるとともに、文化を育んできた。
- ・利水・治水という点では、川は常に人々の関心事であった。

(2)川離れの広がり

- ・治水・利水事業の徹底化に伴う洪水・湯水体験の減少
- ・河川水質の悪化
- ・工事等による河岸構造の変化
- ・川は危険という認識の広がり(昭和40年代～の学校教育)

2. 施策の概要

(1)施策の経緯

平成9年

河川法改正

河川環境の整備と保全の内部目的化

平成10年

「川に学ぶ社会をめざして」(河川審議会川に学ぶ小委員会報告)

～それぞれの流域に特徴ある川と人間社会の実現～

平成11年

子どもの水辺再発見プロジェクトなどの各種施策を展開

平成14年

「子どもの水辺」再発見プロジェクトのさらなる推進

- ・市民団体等が中心となった取組の推進
- ・子どもの水辺サポートセンターの新設

(2)答申「川に学ぶ社会を目指して」における基本方針

人々の関心を高める魅力ある川づくり

人々が川に関心を持つためには、川をもっと魅力あるものにすることが必要。

川に関わる正しく広範な知識・情報の提供

人と環境との関わりや立場の理解、川の安全な利用のためには、川に関連した正しく広範な知識・情報が不可欠。

「川に学ぶ」機会の提供

人と自然との共生のための行動意欲、自ら危険を回避する態度を身につけるためには、「川に学ぶ」機会が必要。

主体的、継続的な活動

利用者、住民、河川管理者、地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体の連携を図ることが必要。

3. 取組み

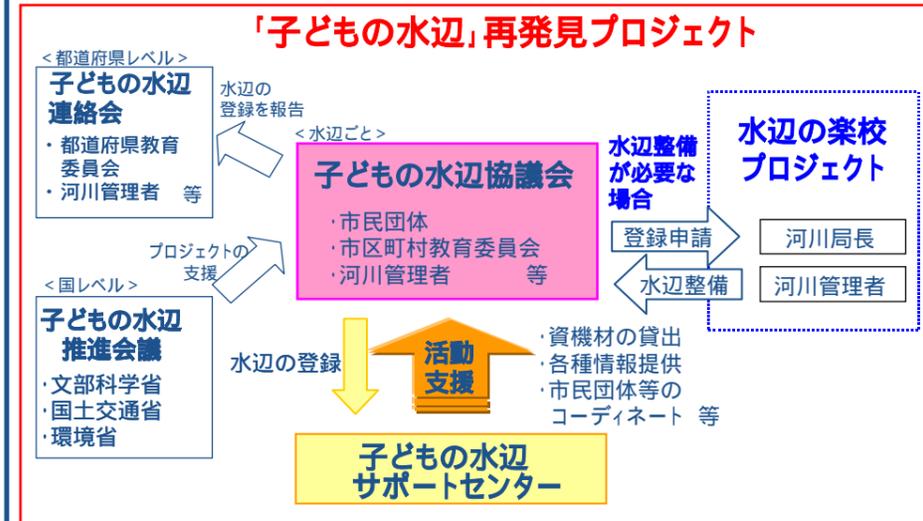
(1)「子どもの水辺」再発見プロジェクト

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。

「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援(資機材の貸出、活動のコーディネート等)。

平成11年度より本プロジェクトに取り組んでおり、これまでに全国で248箇所(平成19年3月末)が登録され、活動が推進。

必要に応じて、河川管理者が「水辺の楽校プロジェクト」により、子どもが水辺を歩きやすいよう遊歩道を設置する等の施設整備を実施。



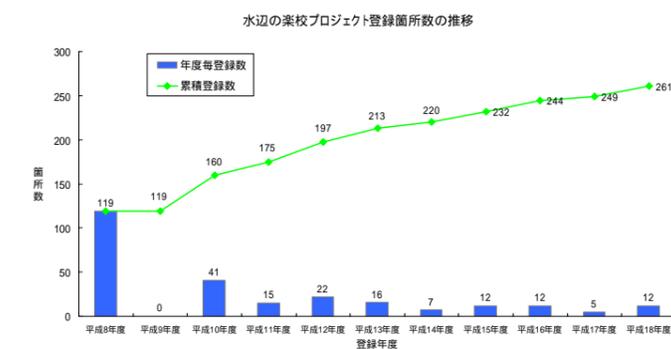
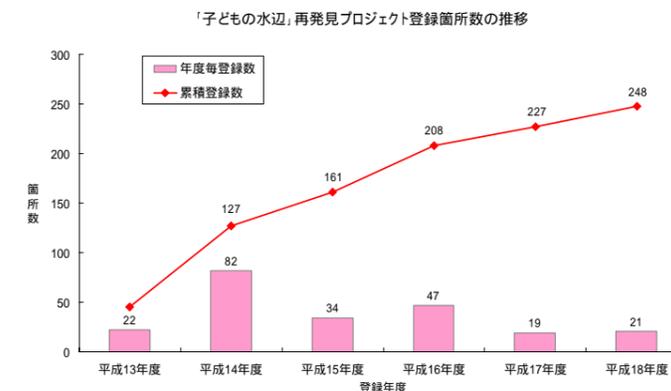
ながら川にこまい会(長良川)



とどろき水辺の楽校(多摩川)



多摩川川流れ体験(とどろき水辺の楽校協議会)



小瀬川



水辺の楽校整備後



(2)河川の広範な情報の提供・啓発活動

1)知識・情報の提供

各河川事務所のHPやパンフレット等で河川における環境教育や活動機会の情報を提供している。また拠点整備も実施している。



江戸川のイベント情報



那珂川リバーブック



多摩川教室



荒川知水資料館(荒川下流事務所)

2)啓発活動

出前講座

河川的环境・生き物
川の水質
水生生物調査
治水事業の役割等
過去の災害など



紀ノ川での出前講座の様子



江の川での出前講座
(山陰中央新聞)

各河川での活動

各河川において、河川環境教育や体験活動が展開されている。



利根川での川下り学習



遠賀川での川学習発表会

子ども霞ヶ関見学デー
毎年8月に子ども霞ヶ関見学デーを開催。
プロジェクトWETによる川に関する環境教育を実施。



プロジェクトWETのアクティビティの実施



水のオリンピック

(3)NPO法人 川に学ぶ体験活動協議会

NPO法人 川に学ぶ体験活動協議会(RAC)

全国各地の川で活動するNPO法人や市民団体で構成される協議会
川で活動することを通して、人間性の回復や水環境の保全についての認識を広げ
ることを目的としている。

川に学ぶ
体験活動
の理念

川に学ぶ体験活動は、

- ・感動する心を大切に、川と遊び学ぶ楽しさを伝えます。
- ・川への理解を深め、川を大切にする気持ちを育てます。
- ・ゆたかな人間性、心のかよった人と人のつながりを創ります。
- ・人と川が共存する文化・社会を創造します。
- ・川の力、活動にともなう危険性を理解し、安全への意識を高めます。



川の指導者認定システム



各講座終了後、定められた期間の経験を積むとランクアップのための講座の受講が可能。認定ランクに応じて、引率できる人数、活動内容、活動フィールドが広がる。

4. 今後の進め方(方向性)

現状では、学校教育との連携や安全確保、支援の充実などが課題と考えられるため、下記項目の検討を進める予定である。

- ・学校・教育委員会等との連携の強化を検討。
- ・市民団体・NPO等との連携の強化を検討。
- ・河川における環境教育の機会の増進手法を検討。
- ・河川での安全な活動に関して、広範な情報提供と指導者の更なる育成を検討。
- ・活動主体に対する支援のあり方を検討。



【施策-14】安全な河川利用の推進

河川と人との関わりに関する取組み(利用部会)

1. 背景

(1)近年の自然志向・アウトドア志向の高まり

・河川を水遊びやキャンプ等の活動の場として利用する市民が増加

(2)河川における水難事故は毎年発生

- ・ひとたび豪雨が来れば激流に変貌するという河川の自然性
- ・河川に関する知識・認識不足
- ・自己責任の原則の認識不足

2. 施策の概要

(1)施策の経緯

多発する河川での水難事故



平成11年8月 玄倉川での水難事故
(中州でのキャンプ中に、大雨による増水で13名が死亡)

平成12年10月

研究会提言「恐さを知って川と親しむために」

玄倉川での事故

危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会



平成13年5月 天竜川での水難事故(モトクロス競技会で増水により中州に
参加者67名車両46台が取り残された。)

平成13年7月

モデル河川13河川を設定し、取組みを実施

(2)提言「恐さを知って川と親しむために」に示された具体的施策

～危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会～

- 1) 河川利用者等を対象とした情報提供の充実
- 2) 学校教育や社会教育における安全意識の啓発
- 3) 流域における関係機関の連携の充実
- 4) 緊急時を想定した体制等の構築

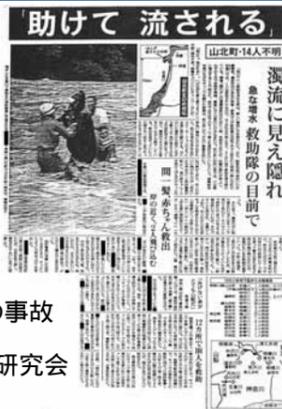
(3)昨年(平成18年)の水難事故



平成18年8月17日
酒匂川(神奈川県)



平成18年8月22日
富並川(山形県)



3. 取組み

(1)河川利用者等を対象とした情報提供の充実



現地における危機情報の提供(仁淀川)



ダム下流における危険情報の提供(矢作川)



川の安全に関する基礎知識の提供
(名取川・広瀬川)

(2)学校教育や社会教育における安全意識の啓発



学校教育や社会教育における啓発(淀川)

(3)流域における関係機関の連携の充実



救助訓練の実施
(尻別川)

水難事故防止協議会の設置による総合的な対策
(旭川・百間川)

(4)緊急時を想定した体制等の構築



水難救命格納庫(ロープ、救命浮き輪など)
(緑川)

4. 今後の進め方(方向性)

・現状では、依然として河川での水難事故が多数発生しているとともに、近年の集中豪雨や急な増水による水難事故(H18酒匂川、富並川)が発生しているため、急な増水を含む河川での水難事故防止・減少に向けたアクションプランを検討する。

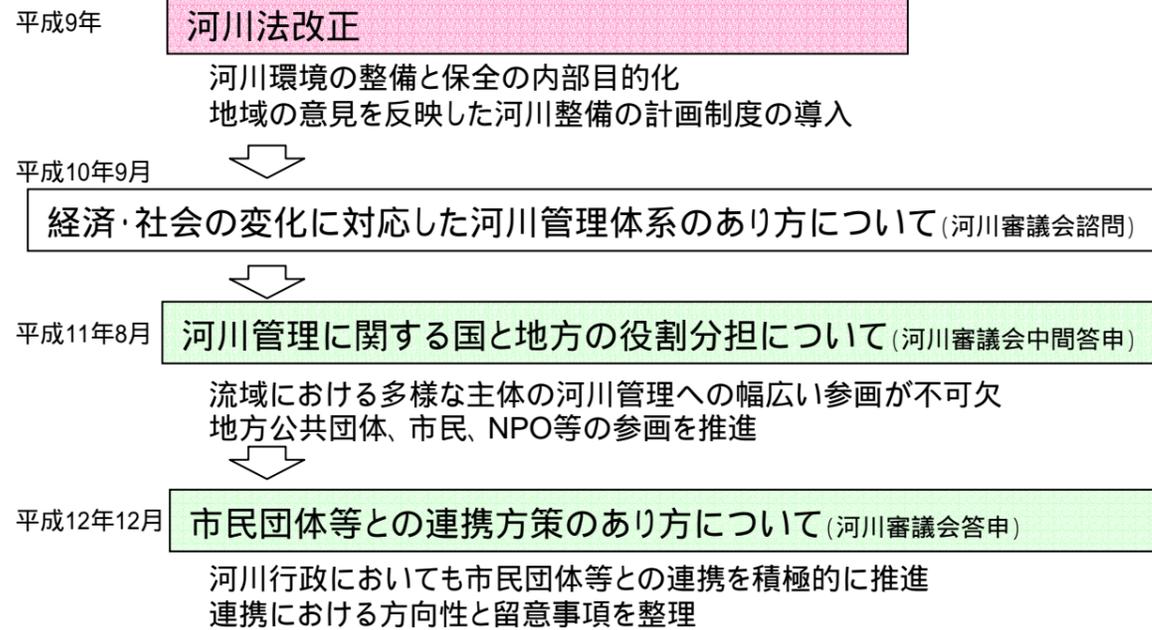


1. 背景

- ・社会における市民団体等の活動の高まり
- ・社会の変化に対応した河川行政の新たな展開の必要性

2. 施策の概要

(1) 施策の経緯



(2) 答申「市民団体等との連携方策のあり方について」における具体的方策

1) 新たな連携形態の導入

- ・市民団体等から連携計画の公募
- ・市民自主運営型システムの導入
- ・整備から管理まで市民団体等に依頼
- ・行政・企業・市民団体等の三者連携

3) 連携に必要な人材の確保のためのシステム

- ・人材バンク等のシステム整備
- ・コーディネーターの養成制度

2) 連携を支える仕組みの導入

- ・情報共有のための提供システム
- ・市民団体等と行政の役割分担の明確化とルールの確立
- ・連携の評価システムの構築

4) 連携を円滑に行うための行政側の体制整備等

- ・市民、市民団体等対応部署の常設
- ・職員の啓発と人材育成
- ・行政による積極的な情報提供
- ・市民活動用の交流の場の設置と提供、器材等の貸与
- ・河川整備基金等の助成制度の充実等、財政基盤の確保
- ・関係省庁や地元自治体との連携の充実

3. 取組み

(1) 各河川事業での取組み



地域住民も一緒になって計画を作成(荒川:自然再生)



市民団体等と連携した河畔林の造成(当別川(北海道))

(2) 川の日ワークショップ

日本にふさわしい“いい川”とはどのような川なのかを、全国各地で川の環境保全や改善を行っているNGO、NPOや、川を管理する国や自治体、川の研究や教育を行っている学者、調査や研究、工事を行う企業等参加者が議論する公開選考会方式のワークショップ。



川の日ワークショップの選考会の様子

(3) 市民と連携した河川美化等の取組み

市民団体、NPO等が、一定区間の河川敷等の清掃や草刈り、美化活動等を実施
河川管理者が、清掃用具の支給、サイン看板の設置等を実施
地元自治体が、収集ゴミの運搬・処理等を実施



市民団体等と連携した河川清掃状況(旭川(岡山県))



河川美化等の取組みを行っている市民団体数(直轄区間)

4. 今後の進め方(方向性)

現状では、河川管理者の十分な連携体制が構築できていない状況から、各種河川環境施策の中で市民連携の推進や市民連携の推進のための支援のあり方を検討する。



本レビューは、以下の手順で実施する。

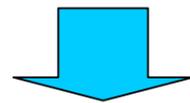
各施策に対する分析・評価

1) 施策の効果・目的の達成状況の評価

- ・個々の施策の実施状況を整理し、施策全体としての効果を分析。

2) 施策の実施手法・手続き等に対する評価

- ・施策の実施手法等について、事業者にアンケート等を行い、課題を整理。
- ・抽出された課題等を基にして実施手法・手続き等の妥当性を検証。



施策の分類毎の評価

3) 評価と改善方策

- ・上記結果を踏まえ、河川環境の整備と保全に関する取組みについて施策の分類毎に評価と改善方策を検討。

「国土交通省政策評価基本計画(平成18年8月改訂)」抜粋

【政策レビューの目的】

ウ 政策レビュー(プログラム評価)

政策レビューは、実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するものである。政策レビューは、特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指すものである。

【政策レビューの実施方法等】

2 政策レビュー(プログラム評価)

(1) 対象とするテーマ

政策レビューの実施テーマについては、国土交通省の政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの等について選定し、計画的に実施する。この場合においては、特に、法令の見直し規定や中長期計画の見直しの時期等を考慮してテーマを選定するとともに、重要な法令の制定や改正等については、その施行後一定期間経過後に政策レビューを積極的に活用して、その成果の評価等を行うものとする。

本基本計画期間中に実施する具体的なテーマは、別紙4のとおりとする。ただし、毎年、政策評価を踏まえ、実施テーマを見直し、機動的かつ柔軟に政策レビューを実施するものとする。

(2) 実施手順

各テーマについて、以下の手順で評価を実施する。

- ア) それぞれのテーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、関連する施策等の範囲を明らかにする。
- イ) 当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証する。
- ウ) それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたかを分析し、可能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ごとの費用と効果の関係についても言及する。
- エ) 今後、目的や目標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるためには、何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにする。
- オ) 評価実施後、その結果のほか、バックデータ等の関係資料、実施過程において第三者から示された専門的知見からの助言等の概要、当該評価結果に対する第三者の意見等を評価書として取りまとめ、公表する。この場合において、評価書には、別紙5のとおり評価書の要旨も記載する。

(3) 留意事項

政策レビューの実施体制等については、以下のとおりとする。

- ア) 政策レビューは、関係する局等と政策統括官との十分な連携のもとに実施する。
- イ) 緊急やむを得ない場合等を除き、原則として本計画で定められたテーマごとに、第三者の専門的知見からの助言を得て行う。
- ウ) 各テーマの具体的な手順については、イに定める第三者の助言を得た上で定める。